令和5年度（令和6年度～　設置分）

公共施設における
自動販売機設置事業者募集要項

岡　崎　市

公募概要

1 公募物件

物件一覧表及び物件調書のとおり

2 応募資格

次の要件の全てを満たす者であること。

(1) 自動販売機による飲料又は食品の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人であること。(岡崎市入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。)

(2) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項に該当しないこと。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除指導を受けていないこと。

なお、既に実施された本市の公共施設における自動販売機設置事業者募集において、設置事業者に決定しながらその契約期間中に中途解約を行った者は、直近に行われる当該物件の公募には参加できません。ただし、市が中途解約にやむを得ない理由等があると認める場合は、この限りではありません。

3 応募条件

物件調書、仕様書及び目的外使用許可書(案)に記載のとおり。提案者は、必ず事前に現地確認を行い、施設及び物件調書の条件に関して疑義がある場合は所管課に問い合わせを行ってください。

4 応募手続

⑴ 提出書類

ア 見積書(物件ごとに1枚 別紙様式1 ※様式中に記載例がありますのでよくご確認ください。)

イ 公募参加申込書兼誓約書(1法人につき1枚 別紙様式2)

※様式は市ホームページからダウンロード可能です。ア、イを1通の封筒にまとめて提出していただいて構いません。

⑵ 受付期間・提出先

令和6年2月 15 日(木)午後5時 15 分まで

郵送可。直接提出の場合は上記期間中の土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けを行います。

〔宛先:〒444－8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所行政経営課行政改革係〕

5 選定候補者の決定

本市が定めた最低使用料以上の額で、最も高額な年間使用料を見積もった者を選定候補者とします。

最高の応募価格が2者以上ある場合は、職員によるくじ引きにより選定候補者を決定します。

応募の結果は令和6年2月19日(月)に市ホームページで公表します。

※選定候補者には、個別に結果を連絡します。

6 見積書提出の無かった物件の取扱い

見積書提出の無かった物件については原則、先着順にて選定候補者を決定します。

先着順による申込みは、令和6年2月20日（火）午前9時から受付を行います。（申込みの無かった物件については、令和6年2月19日（月）以降、財務部行政経営課に問い合わせてください。）

先着順による使用許可における使用料の額は、最低使用料とします。

7 審査

選定候補者は令和6年3月8日（金）までに次の審査書類を提出してください（郵送可）。審査結果は3月中旬までに通知します。

［審査書類］

名　称	必 要 部 数
役員名簿（別紙様式3）	各1部（原本） ※コピー不可
会社法人用全部事項証明書（履歴事項証明書は現在事項証明書）	
市税等納税証明書　※国税、県税は不要	

・証明書は発行日から3箇月以内のものに限る。

・市税等の納税証明書について

市内の者…本市のもの（東庁舎3階納税課で「滞納のない証明」と申請）

市外の者…所在地等のもの（所在地の役所で「滞納のない証明」と申請）

※ただし、本市において、下記の市税に該当する税の課税がある場合は本市のものも必要です。

●市税の種類

法人市民税　法人の所得に対してかかる法人税に基づいてかかる税
固定資産税　土地・家屋・償却資産に対してかかる税
軽自動車税　原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車などにかかる税

8 設置

上記の審査に合格した者のみ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受け、設置を行うことができます。設置日までに行政財産目的外使用許可申請書（別紙様式4）を提出し、担当課から行政財産目的外使用許可書（別紙様式5）の交付を受けてください。

※物件番号 19、20、21、33、34については、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可により行います。提出書類等が異なるため、詳細は担当課に問い合わせてください。

設置にあたっては、事前に日時等を施設管理者と協議し、令和6年4月1日（月）から同月30日（火）までに完了するものとします。（施設の閉館日等は設置できない場合があるため、注意してください。）転倒防止措置等を取るなど、安全面に十分に配慮してください。

自動販売機設置仕様書

岡崎市が公募により自動販売機設置事業者（以下「設置者」という。）を選定し行う自動販売機の設置については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

なお、この仕様書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、都市公園法、岡崎市予算決算及び会計規則、岡崎市公有財産管理規則、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、岡崎市都市公園条例及び岡崎市都市公園管理規則の定めるところによって処理するものとする。

1　使用の範囲

使用の範囲には、回収ボックス（ごみ箱）設置スペースを含むものとする。

2　使用料の納付方法

使用料の納付は、年度毎に年度額を一括で前納するものとする。

3　費用負担

（1）自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置者の負担とする。

（2）光熱水費等の維持管理費は、設置者が負担するものとする。光熱水費等の徴収方法等については、物件調書において物件ごとに定めるものとする。

4　利用上の制限

（1）販売品目は物件調書に記載のあるものとし、酒類及びタバコの販売は行わないこと。

（2）自動販売機は、物件ごとに指定されたタイプを1台設置すること。なお、設置する自動販売機の高さは原則 2.0m未満とするが、個別に条件のあるものについてはこの限りでない。

（3）設置機器は、省電力タイプのものを採用すること。

（4）商品補充、自動販売機維持管理等のための車両は、施設管理者の指定する場所へ駐車すること。

（5）販売価格は通常市販価格を超えてはならない。

（6）販売した商品の容器は、設置者の責任で回収すること。また、設置者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを設置すること。

（7）上記以外に別途条件が付されている場合はそれに従うこと。

5　維持管理

（1）商品補充、容器回収、金銭管理等、自動販売機の維持管理は設置者が行うこと。

（2）自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、本体に連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。

（3）設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。

(4)商品の具体的な構成及び商品補充・容器回収頻度については、設置者決定後、施設管理者と協議して決定することとする。ただし、当該施設の良好な運営のため、施設管理者より商品補充・容器回収の要請があった場合は、設置者は別途対応すること。

(5)関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。

(6)節電等、市又は施設管理者が行う各種取り組みに協力すること。

(7)市からの求めに応じて、自動販売機別の月毎販売個数を報告すること。

6 廃棄物の処理

(1)容器については、設置者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)その他関係法令に基づき適正処理を行うこと。

(2)容器の処理に関する費用は、設置者の負担とする。

7 届出事項

次の各号のいずれかに該当するときは、設置者は書面により速やかに市に対して届け出ること。

(1)本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更のあったとき。

(2)地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3)本許可に伴い設置される自動販売機の機器変更を行うとき。

8 その他

(1)各物件の個別に係る条件については、物件調書の内容によるものとする。ただし、調書に図示した設置場所は目安であるため、実際の設置場所は現地の状況に応じて所管課担当者と協議のうえ決定するものとする。

(2)市が、許可の期間中に、当該施設内において、他の自動販売機又は売店等の販売施設の新設を行った場合であっても、本仕様に基づく許可は当初の条件どおり継続するものとし、使用料の変更は行わないものとする。

物件一覧表

物件番号	施設名	施設内設置場所（詳細は図面参照）	屋内・屋外	タイプ	所管課	連絡先
1	市役所本庁舎	東庁舎７階フリースペース（A）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	庁舎車両管理課	23-6056
2	市役所本庁舎	東庁舎７階フリースペース（B）	屋内	飲料（カップ）	庁舎車両管理課	23-6056
3	市役所本庁舎	西庁舎地下１階フリースペース（A）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	庁舎車両管理課	23-6056
4	市役所本庁舎	西庁舎地下１階フリースペース（B）	屋内	飲料（カップ）	庁舎車両管理課	23-6056
5	市役所本庁舎	分館１階	屋内	飲料（缶・PETボトル）	庁舎車両管理課	23-6056
6	額田センター	森の駅情報コーナー	屋内	飲料（缶・PETボトル）	額田支所	82-3101
7	花園体育センター	１階ロビー	屋内	飲料（缶・PETボトル）	スポーツ振興課	23-6361
8	花園体育センター	玄関横	屋外	飲料（缶・PETボトル）	スポーツ振興課	23-6361
9	六ツ美体育館	１階玄関ホール	屋内	飲料（缶・PETボトル）	スポーツ振興課	23-6361
10	図書館交流プラザ１階	文化創造事務室東	屋内	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	23-3252
11	図書館交流プラザ１階	文化創造事務室前	屋内	飲料（カップ）	生涯学習課	23-3252
12	図書館交流プラザ２階	乳幼児室西（A）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	23-3252
13	図書館交流プラザ２階	乳幼児室西（B）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	23-3252
14	中央市民センター	玄関横	屋外	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	23-3252
15	大平市民センター	玄関横	屋外	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	23-3252
16	東部市民センター	玄関横	屋外	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	23-3252
17	矢作市民センター	玄関横	屋外	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	23-3252
18	六ツ美市民センター１階	ホール	屋内	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	23-3252
19	美術博物館	２階図書コーナー西	屋内	飲料（缶・PETボトル）	美術博物館	28-5001
20	岡崎墓園	事務所前	屋外	飲料（缶・PETボトル）	保健政策課	23-6182
21	岡崎墓園	駐車場	屋外	飲料（缶・PETボトル）	保健政策課	23-6182
22	廃棄物再生利用施設	駐車場西	屋外	飲料（缶・PETボトル）	清掃施設課	27-7153
23	廃棄物再生利用施設	管理棟３階食堂（A）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	清掃施設課	27-7153
24	廃棄物再生利用施設	管理棟３階食堂（B）	屋内	飲料（カップ）	清掃施設課	27-7153
25	廃棄物再生利用施設	リサイクルプラザ棟玄関前	屋外	飲料（缶・PETボトル）	清掃施設課	27-7153

26	八帖クリーンセンター	１号炉工場棟１階通路	屋外	飲料（缶・PETボトル）	清掃施設課	27-7153
27	中央クリーンセンター	スラグストックヤード棟西	屋外	飲料（缶・PETボトル）	清掃施設課	27-7153
28	中央クリーンセンター	管理棟西	屋外	飲料（缶・PETボトル）	清掃施設課	27-7153
29	資源化施設	管理事務所横	屋外	飲料（缶・PETボトル）	清掃施設課	27-7153
30	岡崎市総合現業事務所	１階ロビー(A)	屋内	飲料（缶・PETボトル）	道路維持課	23-6224
31	岡崎市総合現業事務所	１階ロビー(B)	屋内	飲料（カップ）	道路維持課	23-6224
32	JR岡崎駅　自由通路	観光協会横	屋内	飲料（缶・PETボトル）	まちづくり推進課	23-7240
33	境公園	便所前	屋外	飲料（缶・PETボトル）	公園緑地課	23-7406
34	堤下公園	便所前	屋外	飲料（缶・PETボトル）	公園緑地課	23-7406
35	中消防署本署	１階待合室兼食堂	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
36	中消防署本署	１階玄関ホール（A）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
37	中消防署本署	１階玄関ホール（B）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
38	東消防署本署	２階食堂（A）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
39	東消防署本署	２階食堂（B）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
40	西消防署本署	１階廊下（A）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
41	西消防署本署	１階廊下（B）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
42	東消防署南分署	１階食堂	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
43	中消防署北分署	１階食堂	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
44	東消防署青野出張所	１階食堂	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
45	東消防署額田出張所	２階食堂	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
46	東消防署本宿出張所	１階食堂	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	21-9836
47	岡崎市体育館	体育館棟２Ｆエントランス（A）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	体育館	53-1811
48	岡崎市体育館	体育館棟２Ｆエントランス（B）	屋内	飲料（缶・PETボトル）	体育館	53-1811
49	岡崎市体育館	体育館棟1F武道場通路	屋内	飲料（缶・PETボトル）	体育館	53-1811
50	水道資材事務所	玄関内	屋内	飲料（缶・PETボトル）	上下水道部総務課	23-6335

物件調書

物件番号	1

施設名：	市役所本庁舎		
施設内設置場所：	東庁舎７階フリースペース（Ａ）		
所在地：	朝日町３丁目１番地		
所管課・連絡先：	庁舎車両管理課　23-6056（担当：松木　）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績（本or杯or個）	令和３年度（4月～3月）	令和４年度（4月～3月）	令和５年度（4月～12月）
	6,990	12,944	9,390

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

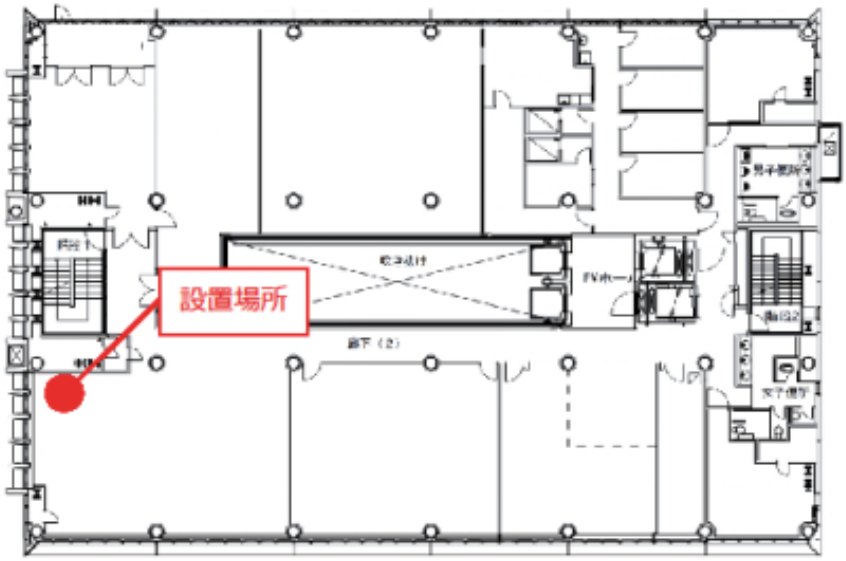

物件調書

物件番号	2

施設名：	市役所本庁舎		
施設内設置場所：	東庁舎７階フリースペース（B）		
所在地：	朝日町３丁目１番地		
所管課・連絡先：	庁舎車両管理課　23-6056（担当：松木　）		
自動販売機のタイプ：	飲料（カップ）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,820	3,926	2,644

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

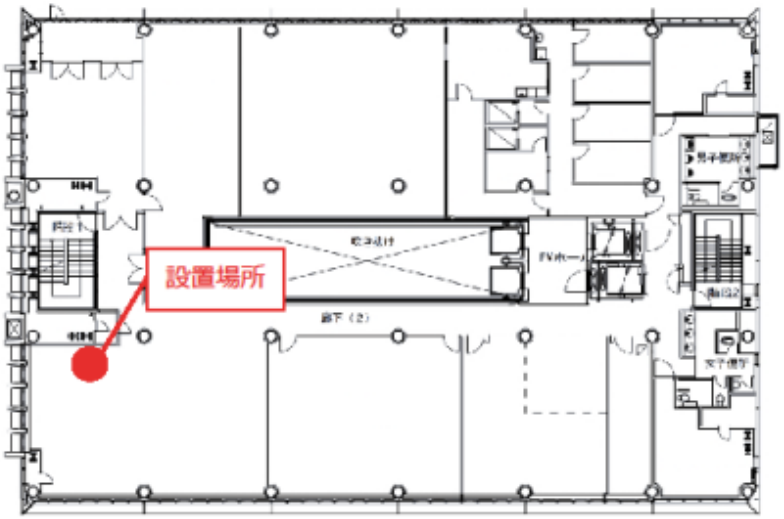

物件調書

物件番号	3

施設名：	市役所本庁舎		
施設内設置場所：	西庁舎地下１階フリースペース（Ａ）		
所在地：	十王町２丁目９番地		
所管課・連絡先：	庁舎車両管理課　23-6056（担当：松木　）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績（本or杯or個）	令和３年度（4月～3月）	令和４年度（4月～3月）	令和５年度（4月～12月）
	8,427	8,841	5,837

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

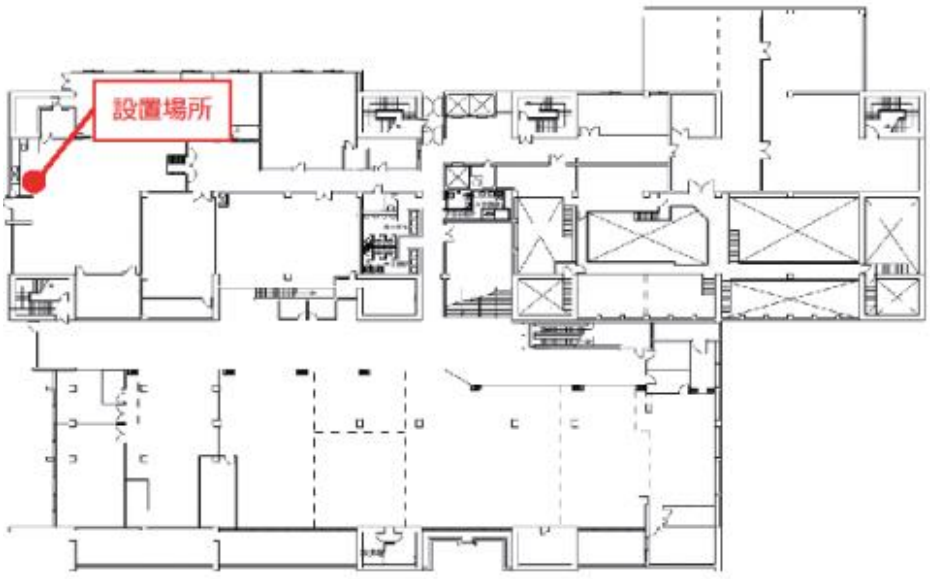

物件調書

物件番号	4

施設名：	市役所本庁舎		
施設内設置場所：	西庁舎地下１階フリースペース（Ｂ）		
所在地：	十王町２丁目９番地		
所管課･連絡先：	庁舎車両管理課　23-6056（担当：松木　）		
自動販売機のタイプ：	飲料（カップ）		台数：1台
最低使用料（年額･税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	3,090	2,582	1,804

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

物件調書

物件番号	5

施設名：	市役所本庁舎		
施設内設置場所：	分館１階		
所在地：	十王町２丁目３番地		
所管課・連絡先：	庁舎車両管理課　23-6056（担当：松木　）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,418	2,846	1,843

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

物件調書

物件番号	6

施設名：	額田センター		
施設内設置場所：	森の駅情報コーナー		
所在地：	樫山町字山ノ神21番地１		
所管課・連絡先：	額田支所　82-3101　(担当：深見)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	4,497	4,992	4,483

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

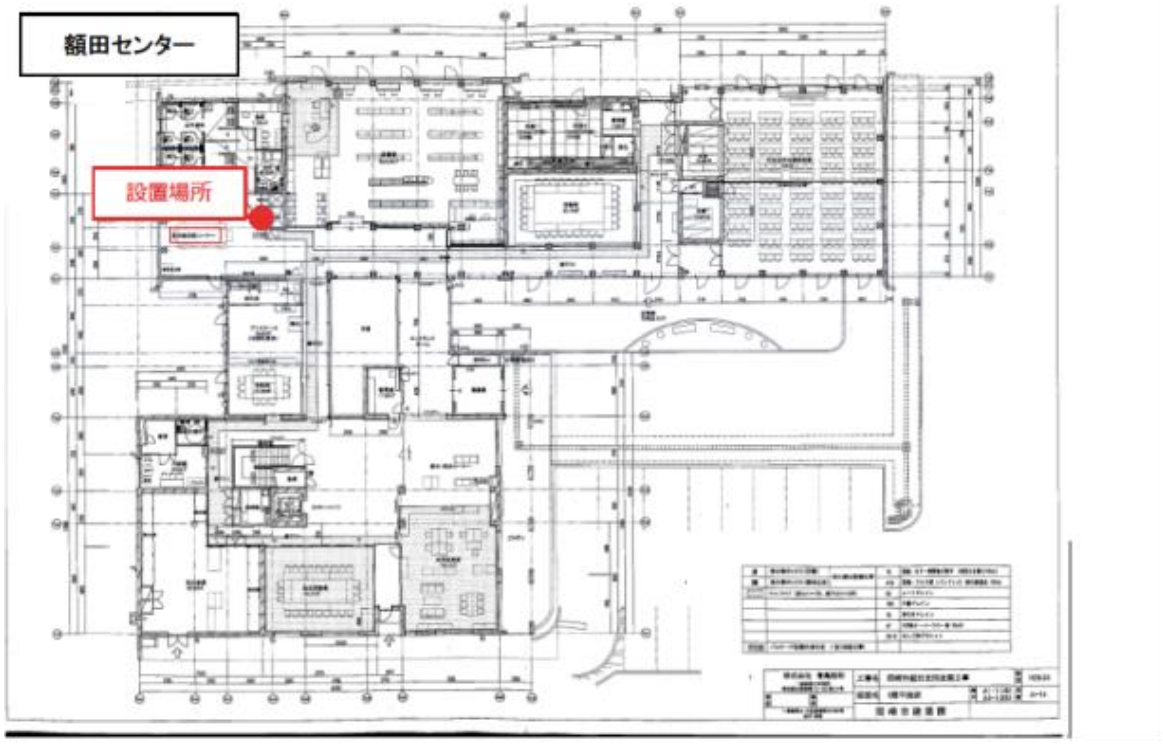

物件調書

物件番号	7

施設名：	花園体育センター		
施設内設置場所：	１階ロビー		
所在地：	桑原町字大沢２０番地９０		
所管課・連絡先：	スポーツ振興課　23-6361　(担当：吉川)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	1,576	1,946	1,745

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・独立行政法人日本スポーツ振興センターを相手方とした寄付金付き自動販売機を設置すること。
・寄附金は売上１本につき３円を寄付する。
・自動販売機に寄附金付き自動販売機であることを明示するステッカー（日本スポーツ振興センター発行）を貼り付けすること。
・寄附に係る手続きは設置業者にて行い、寄附金の振込は四半期に一度行うこと。その際スポーツ振興課に寄付金額の報告をすること。

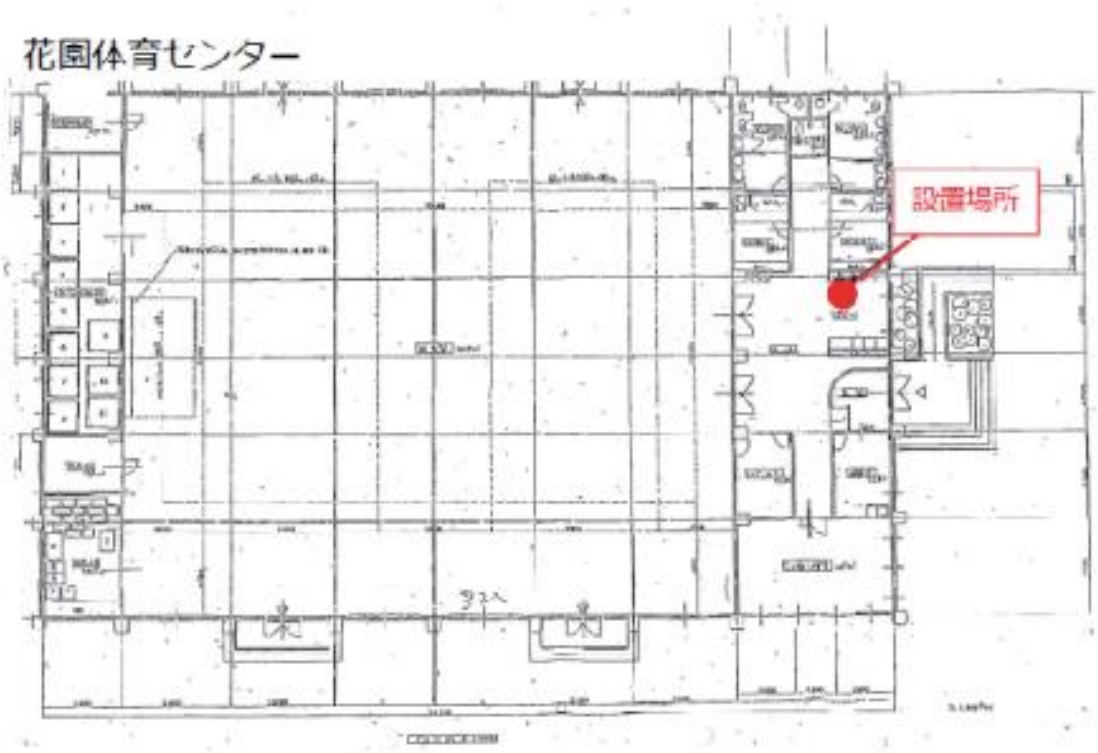

物件調書

物件番号	8

施設名：	花園体育センター		
施設内設置場所：	玄関横		
所在地：	桑原町字大沢２０番地９０		
所管課・連絡先：	スポーツ振興課　23-6361　(担当：吉川)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,323	2,216	1,986

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・独立行政法人日本スポーツ振興センターを相手方とした寄付金付き自動販売機を設置すること。
・寄附金は売上１本につき３円を寄付する。
・自動販売機に寄附金付き自動販売機であることを明示するステッカー（日本スポーツ振興センター発行）を貼り付けすること。
・寄附に係る手続きは設置業者にて行い、寄附金の振込は四半期に一度行うこと。その際スポーツ振興課に寄付金額の報告をすること。

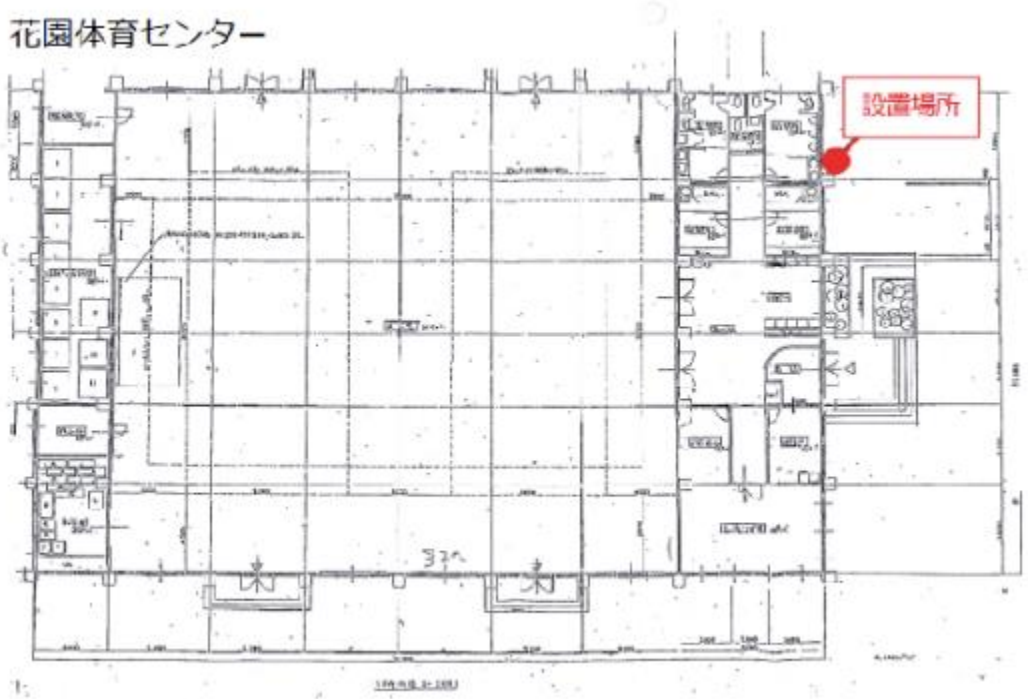

物件調書

物件番号	9

施設名：	六ツ美体育館		
施設内設置場所：	１階玄関ホール		
所在地：	下青野町字本郷９９番地１		
所管課・連絡先：	スポーツ振興課　23-6361（担当：吉川）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績（本or杯or個）	令和３年度（4月～3月）	令和４年度（4月～3月）	令和５年度（4月～12月）
	4,454	4,488	4,414

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・独立行政法人日本スポーツ振興センターを相手方とした寄付金付き自動販売機を設置すること。
・寄附金は売上１本につき３円を寄付する。
・自動販売機に寄附金付き自動販売機であることを明示するステッカー（日本スポーツ振興センター発行）を貼り付けすること。
・寄附に係る手続きは設置業者にて行い、寄附金の振込は四半期に一度行うこと。その際スポーツ振興課に寄付金額の報告をすること。

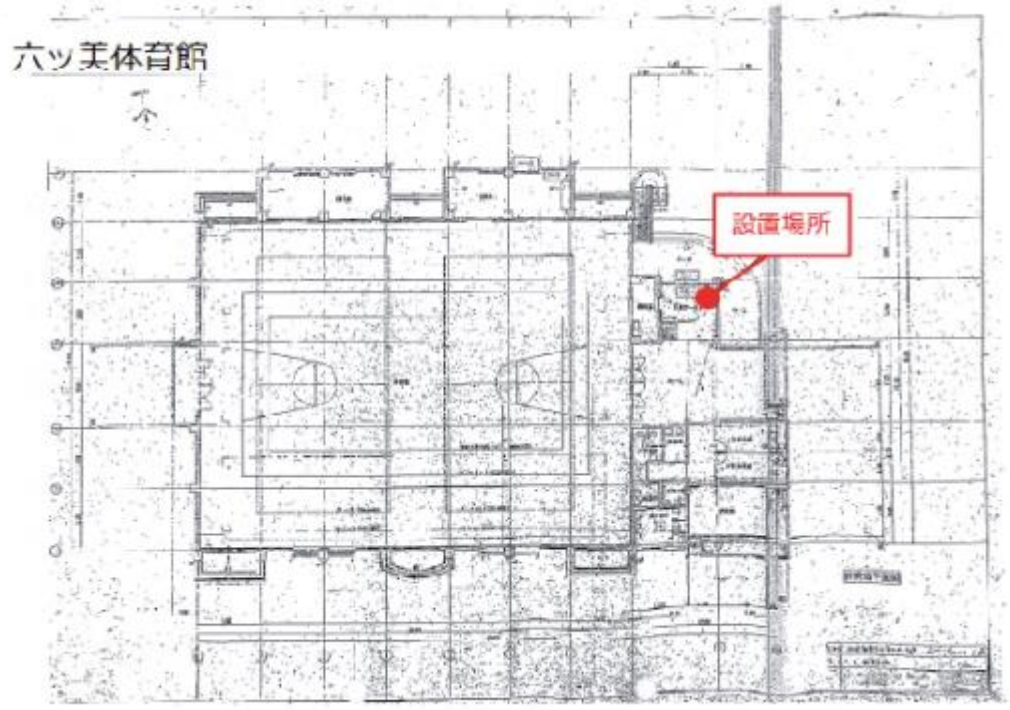

物件調書	物件番号	10

施設名：	図書館交流プラザ１階		
施設内設置場所：	文化創造事務室東		
所在地：	康生通西４丁目７１番地		
所管課・連絡先：	生涯学習課　23-3252　(担当：鹿嶋)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2026年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	15,732	14,515	11,829

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。（鍵を市に提供し、災害時には鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。）
・Wi-Fi機能付きの自動販売機を設置していただきます。Wi-Fiの仕様は以下のとおりです。
1　SSIDを「Libra Free Wi-Fi」とすること。
2　無料で利用できること。
3　セキュリティ対策をすること。
4　現在利用している「DoSPOTサービス」同様、容易に利用できること。
5　工事費はすべて設置者が負担すること。
6　１階の自動販売機１台に親機を設置し、２階に子機を１台設置すること。
7　通信費用は設置者が負担すること。

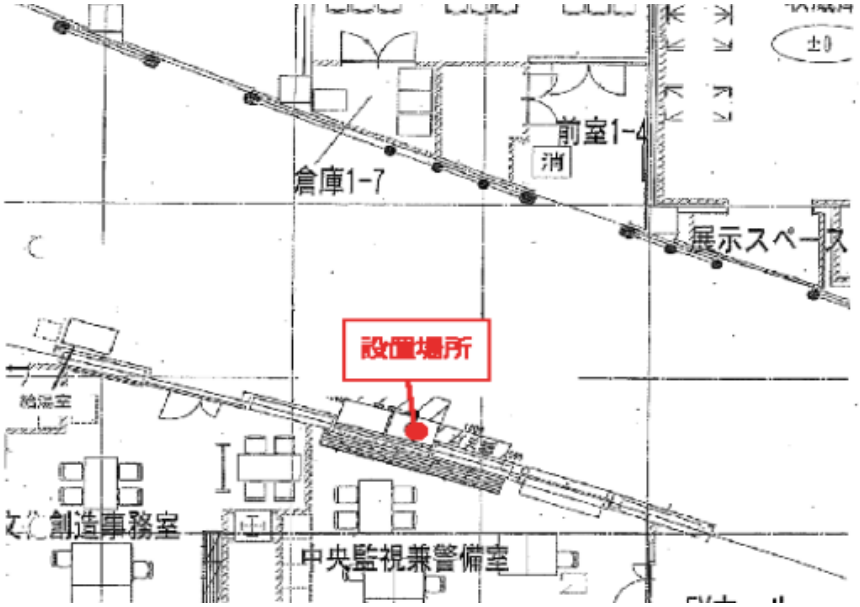

物件調書

物件番号	11

施設名：	図書館交流プラザ１階		
施設内設置場所：	文化創造事務室前		
所在地：	康生通西４丁目７１番地		
所管課･連絡先：	生涯学習課　23-3252　(担当：鹿嶋)		
自動販売機のタイプ：	飲料（カップ）		台数：1台
最低使用料（年額･税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 (4月～3月)	令和４年度 (4月～3月)	令和５年度 (4月～12月)
	9,845	8,417	9,871

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

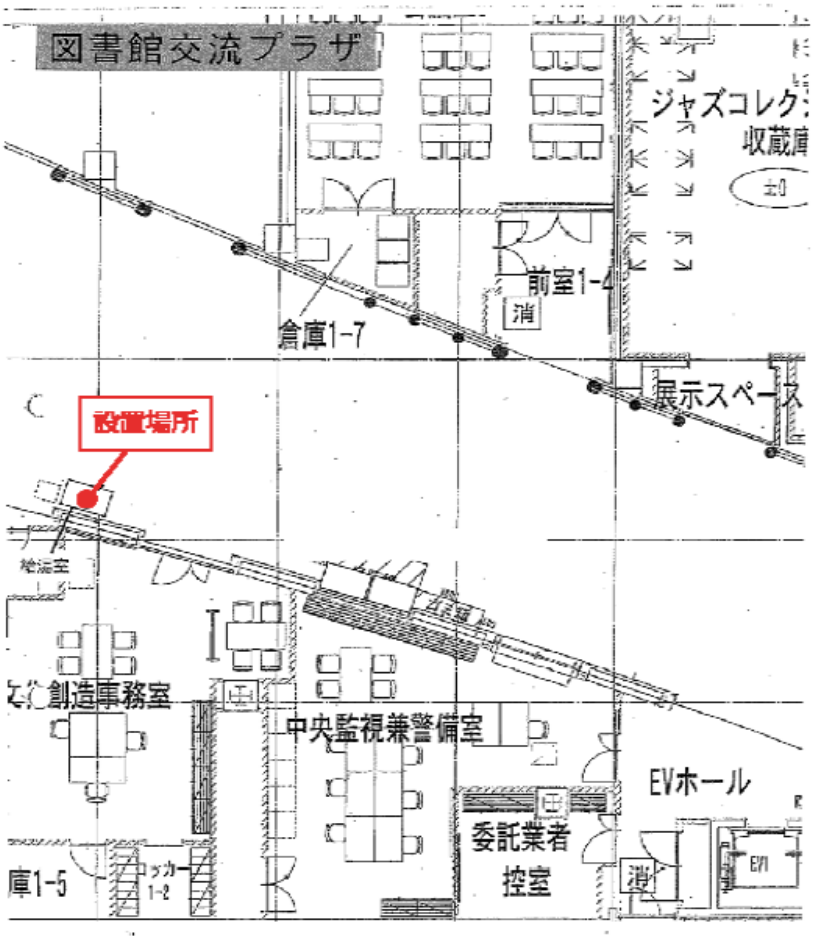

物件調書

物件番号	12

施設名：	図書館交流プラザ２階		
施設内設置場所：	乳幼児室西（A）		
所在地：	康生通西４丁目７１番地		
所管課・連絡先：	生涯学習課　23-3252（担当：鹿嶋）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績（本or杯or個）	令和３年度（4月～3月）	令和４年度（4月～3月）	令和５年度（4月～12月）
	2,638	2,831	2,095

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。（鍵を市に提供し、災害時には鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。）

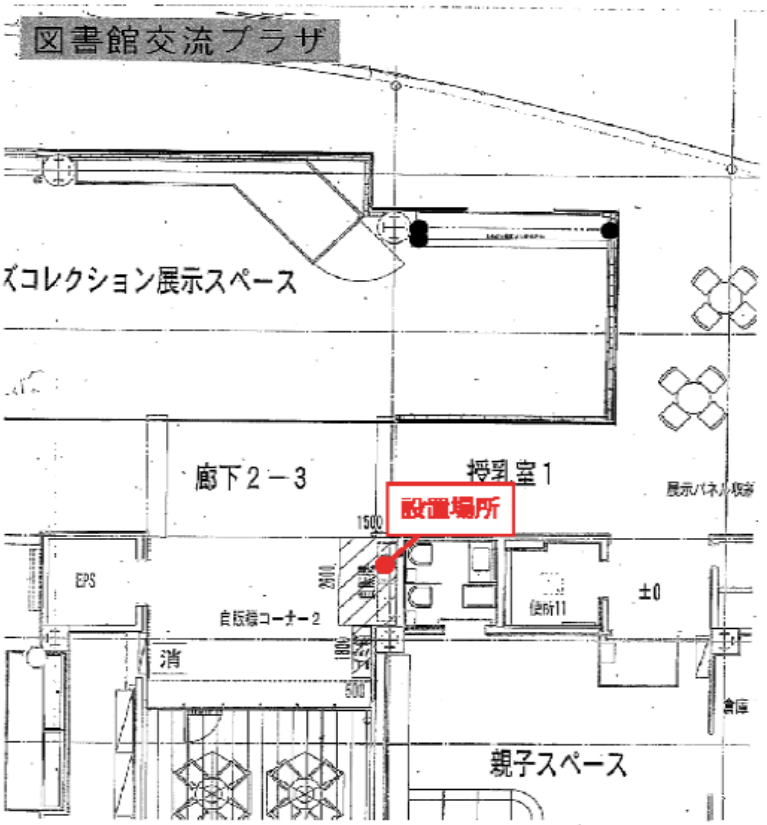

物件調書

物件番号	13

施設名：	図書館交流プラザ２階		
施設内設置場所：	乳幼児室西（B）		
所在地：	康生通西４丁目７１番地		
所管課・連絡先：	生涯学習課　23-3252　(担当：鹿嶋)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	5,703	5,613	4,732

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。（鍵を市に提供し、災害時には鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。）

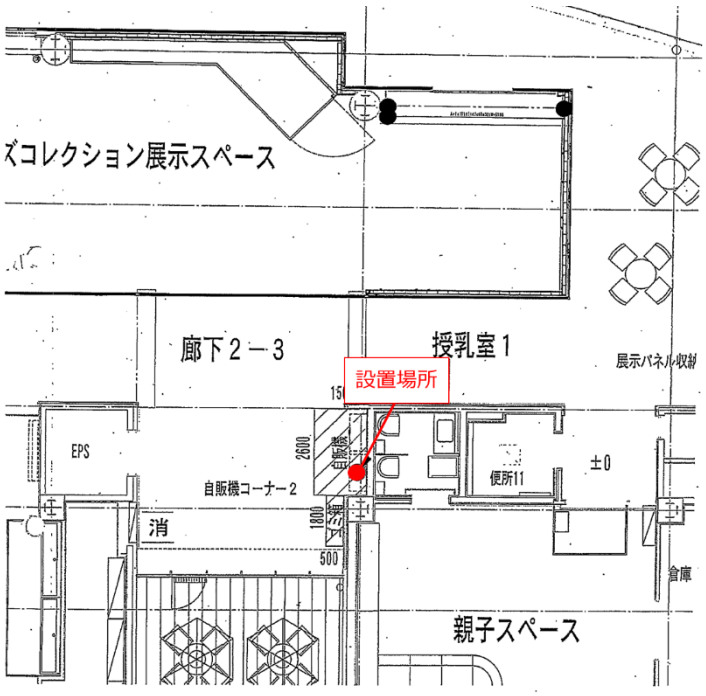

物件調書

物件番号	14

施設名：	中央市民センター		
施設内設置場所：	玄関横		
所在地：	岡崎市上六名３丁目３番地７		
所管課・連絡先：	生涯学習課　23-3252　(担当：鹿嶋)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績（本or杯or個）	令和３年度（4月～3月）	令和４年度（4月～3月）	令和５年度（4月～12月）
	1,957	2,338	1,530

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。（鍵を市に提供し、災害時には鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。）

中央市民センター

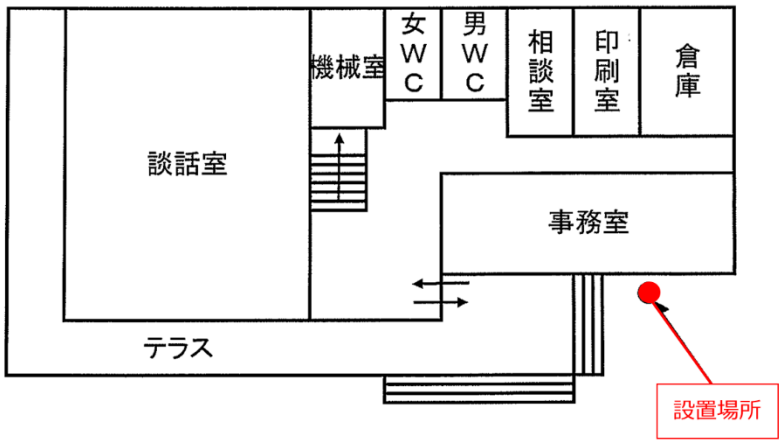

物件調書

物件番号	15

施設名：	大平市民センター		
施設内設置場所：	玄関横		
所在地：	大平町字皿田６番地		
所管課・連絡先：	生涯学習課　23-3252　(担当：鹿嶋)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	8,179	7,127	4,835

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。（鍵を市に提供し、災害時には鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。）

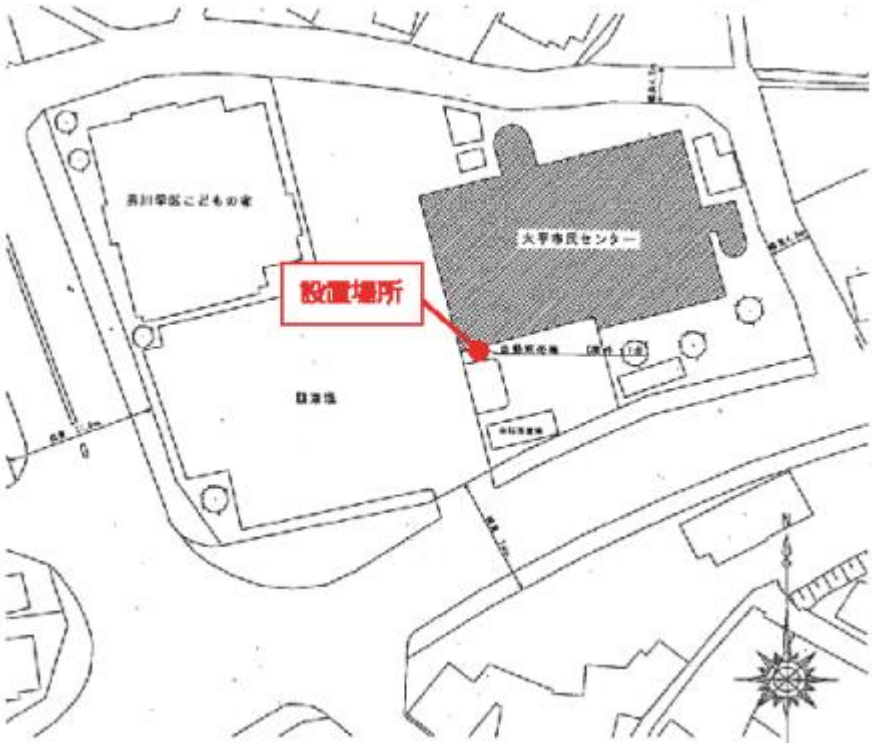

物件調書

物件番号	16

施設名：	東部市民センター		
施設内設置場所：	玄関横		
所在地：	岡崎市山綱町字天神２番９		
所管課・連絡先：	生涯学習課　23-3252　(担当：鹿嶋)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,065	2,509	2,108

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。（鍵を市に提供し、災害時には鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。）

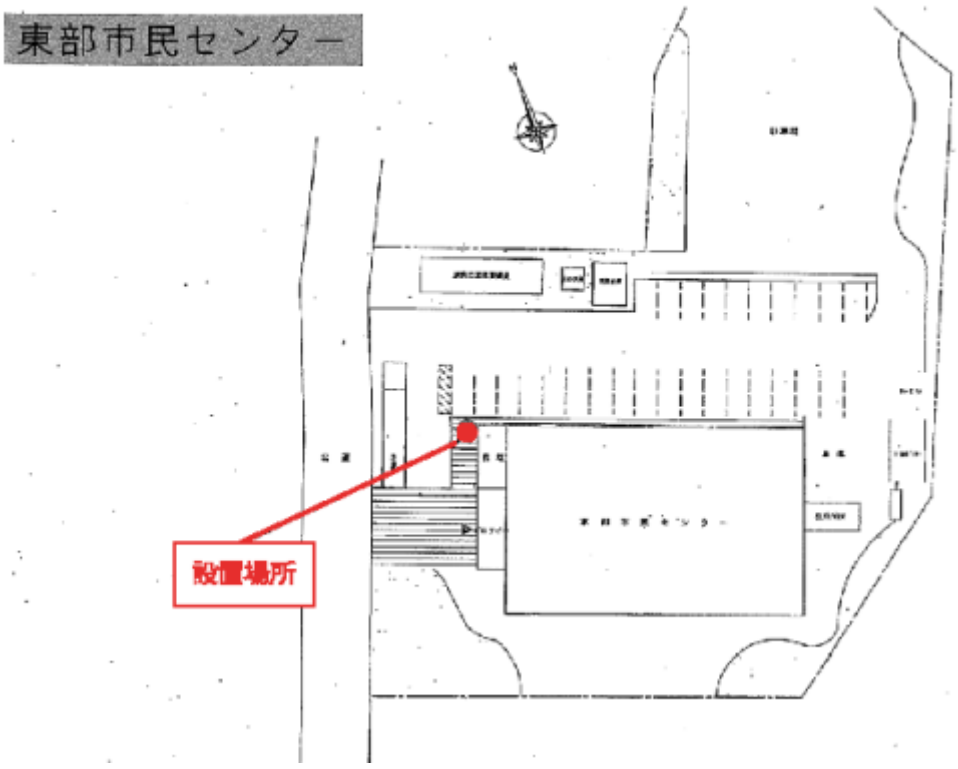

物件調書

物件番号	17

施設名：	矢作市民センター		
施設内設置場所：	玄関横		
所在地：	宇頭町字小薮８０番地１		
所管課･連絡先：	生涯学習課　23-3252　(担当：鹿嶋)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶･PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額･税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 (4月～3月)	令和４年度 (4月～3月)	令和５年度 (4月～12月)
	3,940	3,920	3,175

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

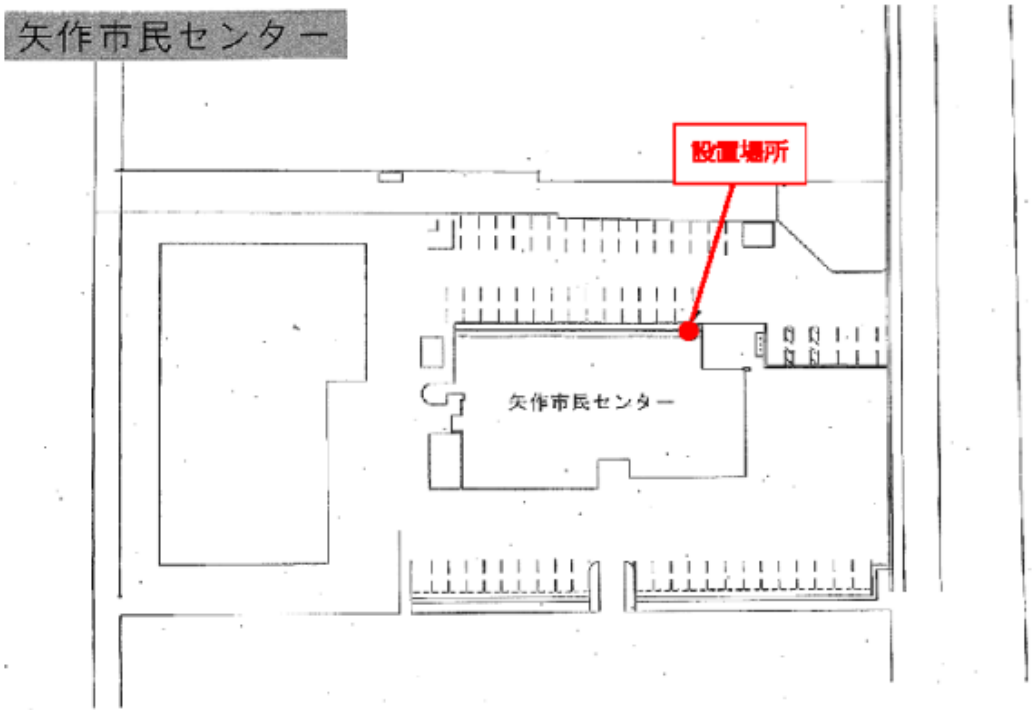

物件調書

物件番号	18

施設名：	六ツ美市民センター１階		
施設内設置場所：	ホール		
所在地：	下青野町字天神６４番地		
所管課・連絡先：	生涯学習課　23-3252　(担当：鹿嶋)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,825	2,754	1,807

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。（鍵を市に提供し、災害時には鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。）

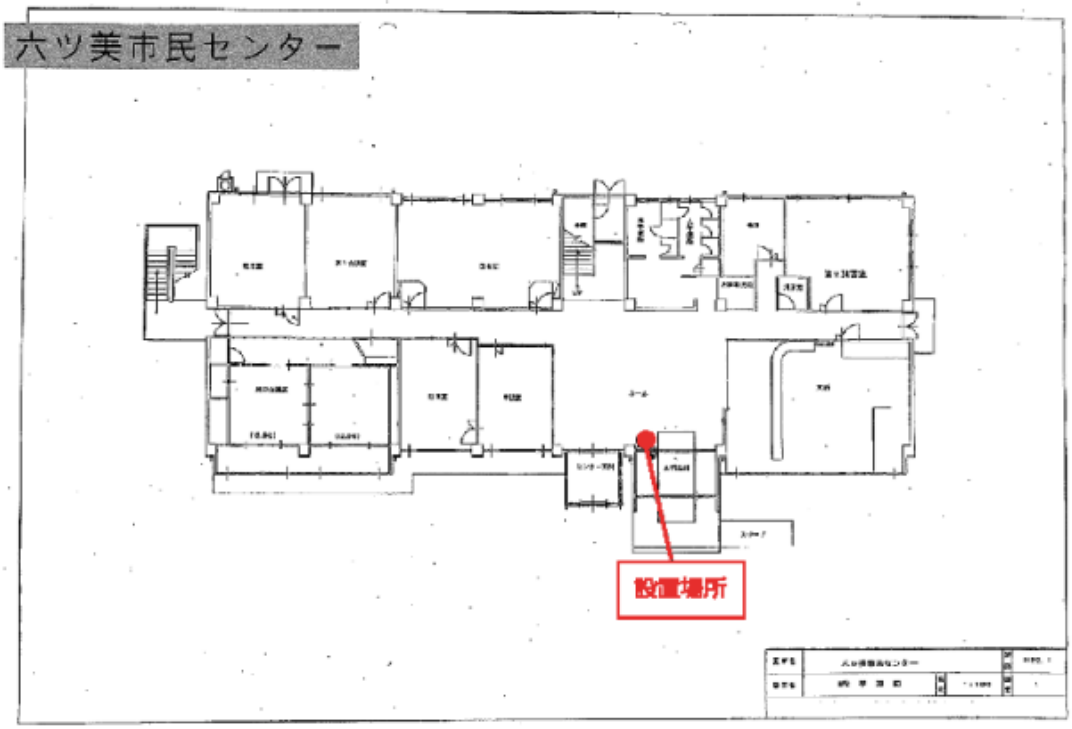

物件調書

物件番号	19

施設名：	美術博物館		
施設内設置場所：	２階図書コーナー西		
所在地：	高隆寺町字峠１番地		
所管課・連絡先：	美術博物館　28-5001　(担当：宮代)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	33,840		
使用期間：	2024年4月1日	～	2024年9月23日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 (4月～3月)	令和４年度 (4月～3月)	令和５年度 (4月～12月)
	7,413	1,921	3,819

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・工事に伴う休館のため、許可期間が短くなっています。ご注意ください。
・当物件は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可となり、都市公園法、岡崎市都市公園条例及び岡崎市都市公園管理規則が適用されます。自動販売機設置が完了した時、撤去する時及び都市公園を原状に回復した時等、岡崎市都市公園条例第15条による届出を行うものとします。自動販売機を変更する時は、原則、変更しようとする日の前20日までに公園施設設置（管理）変更許可手続きを行ってください。
・音（商品の落下音、モーター音）が静かな機種を設置してください。
・電子マネー対応型の機種を設置してください。

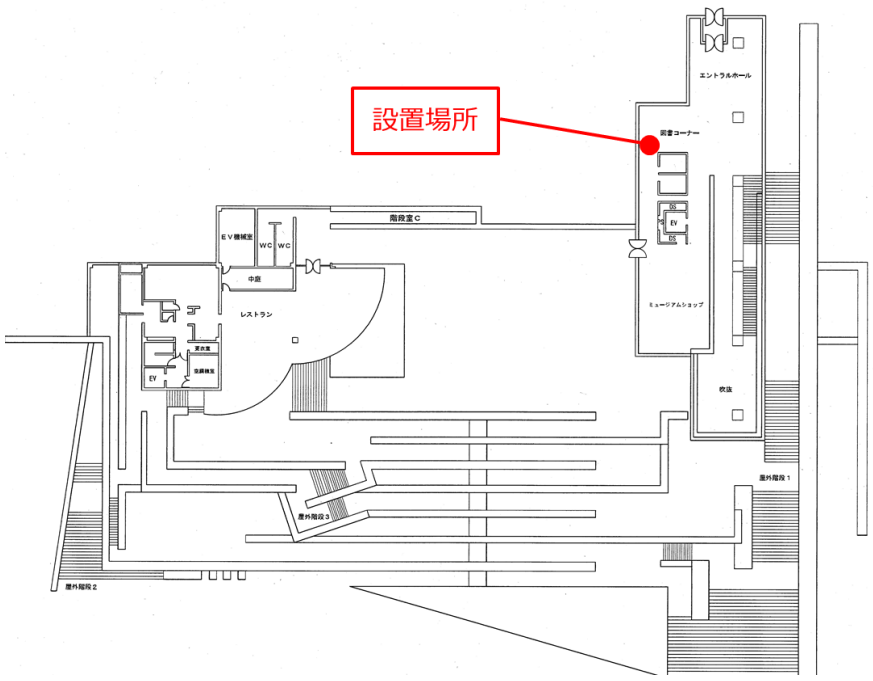

物件調書	物件番号	20

施設名：	岡崎墓園		
施設内設置場所：	事務所前		
所在地：	才栗町字流石51番地		
所管課・連絡先：	保健政策課　23-6182　(担当：平岩)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,975	2,792	2,297

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・当物件は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可となり、都市公園法、岡崎市都市公園条例及び岡崎市都市公園管理規則が適用されます。自動販売機設置が完了した時、撤去する時及び都市公園を原状に回復した時等、岡崎市都市公園条例第15条による届出を行うものとします。自動販売機を変更する時は、原則、変更しようとする日の前20日までに公園施設設置（管理）変更許可手続きを行ってください。

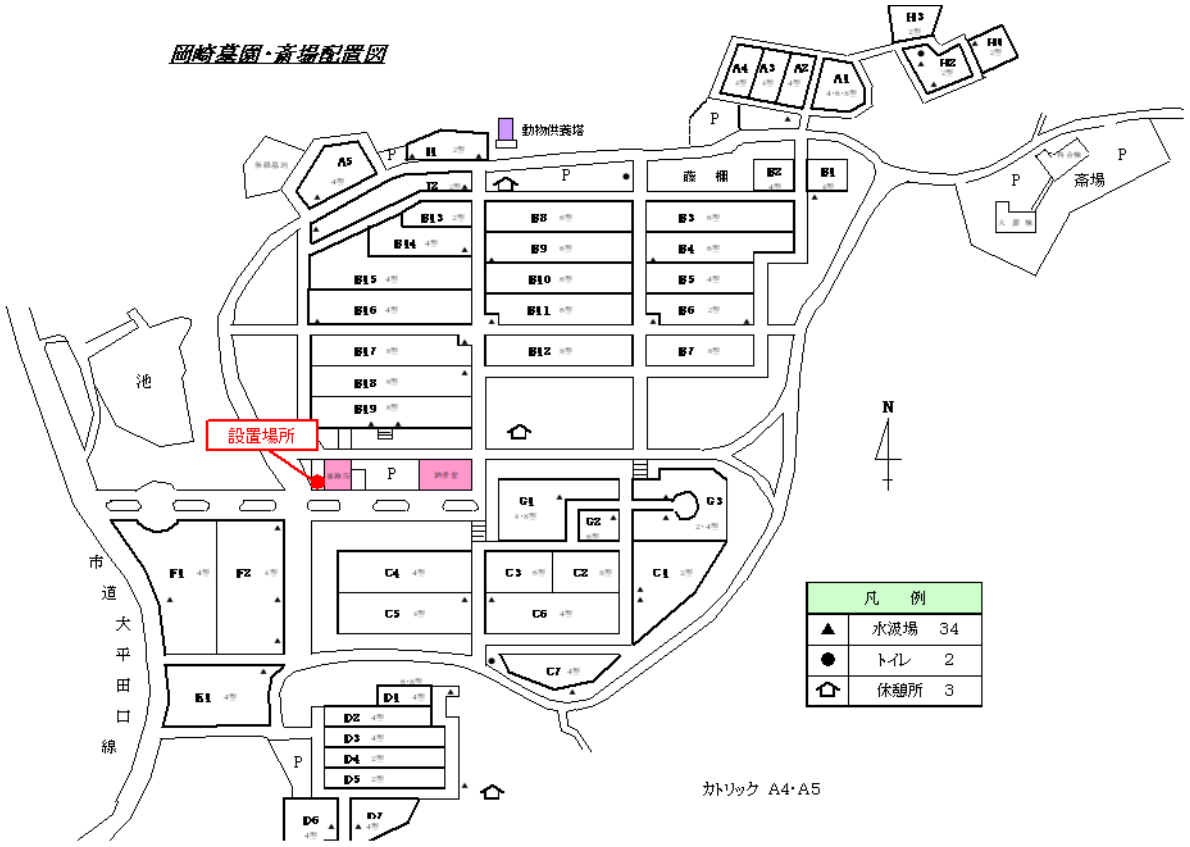

物件調書

物件番号	21

施設名：	岡崎墓園		
施設内設置場所：	駐車場		
所在地：	才栗町字流石51番地		
所管課・連絡先：	保健政策課　23-6182　(担当：平岩)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	6,286	5,888	4,431

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・当物件は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可となり、都市公園法、岡崎市都市公園条例及び岡崎市都市公園管理規則が適用されます。自動販売機設置が完了した時、撤去する時及び都市公園を原状に回復した時等、岡崎市都市公園条例第15条による届出を行うものとします。自動販売機を変更する時は、原則、変更しようとする日の前20日までに公園施設設置（管理）変更許可手続きを行ってください。

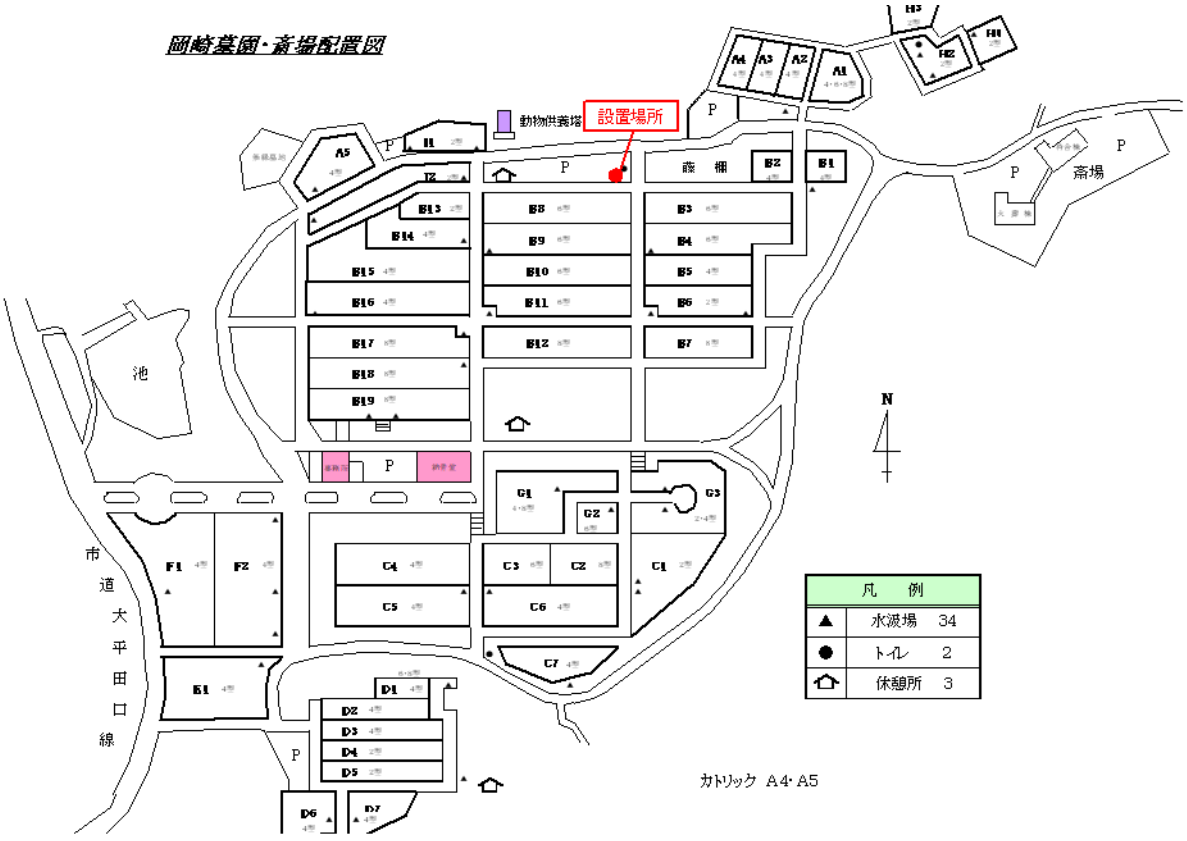

物件調書

物件番号	22

施設名：	廃棄物再生利用施設		
施設内設置場所：	駐車場西		
所在地：	高隆寺町字阿世保５番地		
所管課・連絡先：	清掃施設課　27-7153　(担当：宇佐美)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 (4月～3月)	令和４年度 (4月～3月)	令和５年度 (4月～12月)
	2,243	1,841	1,206

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

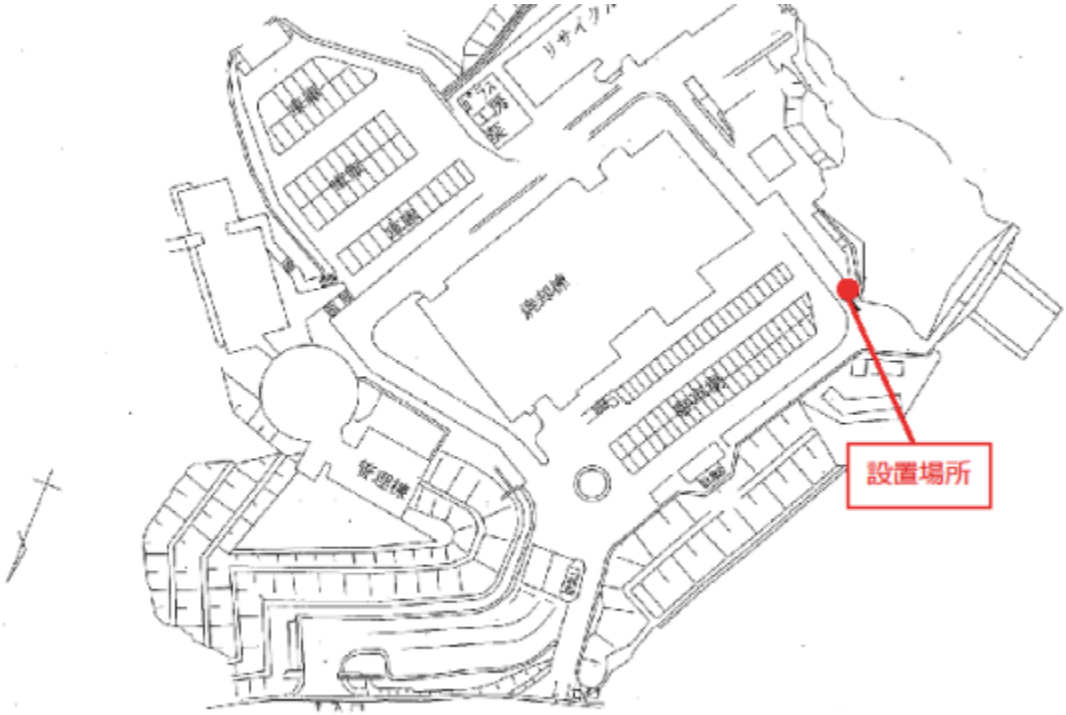

物件調書

物件番号	23

施設名：	廃棄物再生利用施設		
施設内設置場所：	管理棟３階食堂（Ａ）		
所在地：	高隆寺町字阿世保５番地		
所管課・連絡先：	清掃施設課　27-7153　(担当：宇佐美)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	4,556	4,716	3,761

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

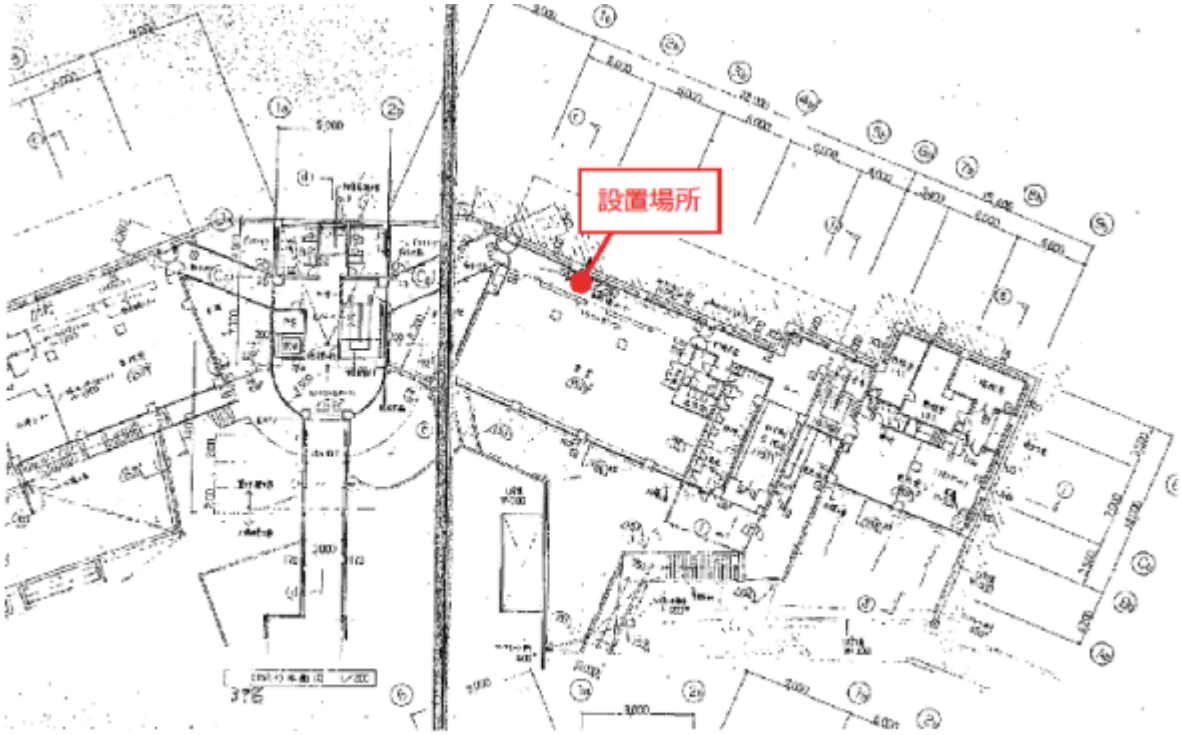

物件調書

物件番号	24

施設名：	廃棄物再生利用施設		
施設内設置場所：	管理棟３階食堂（Ｂ）		
所在地：	高隆寺町字阿世保５番地		
所管課･連絡先：	清掃施設課　27-7153　(担当：宇佐美)		
自動販売機のタイプ：	飲料（カップ）		台数：1台
最低使用料（年額･税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,451	1,115	997

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

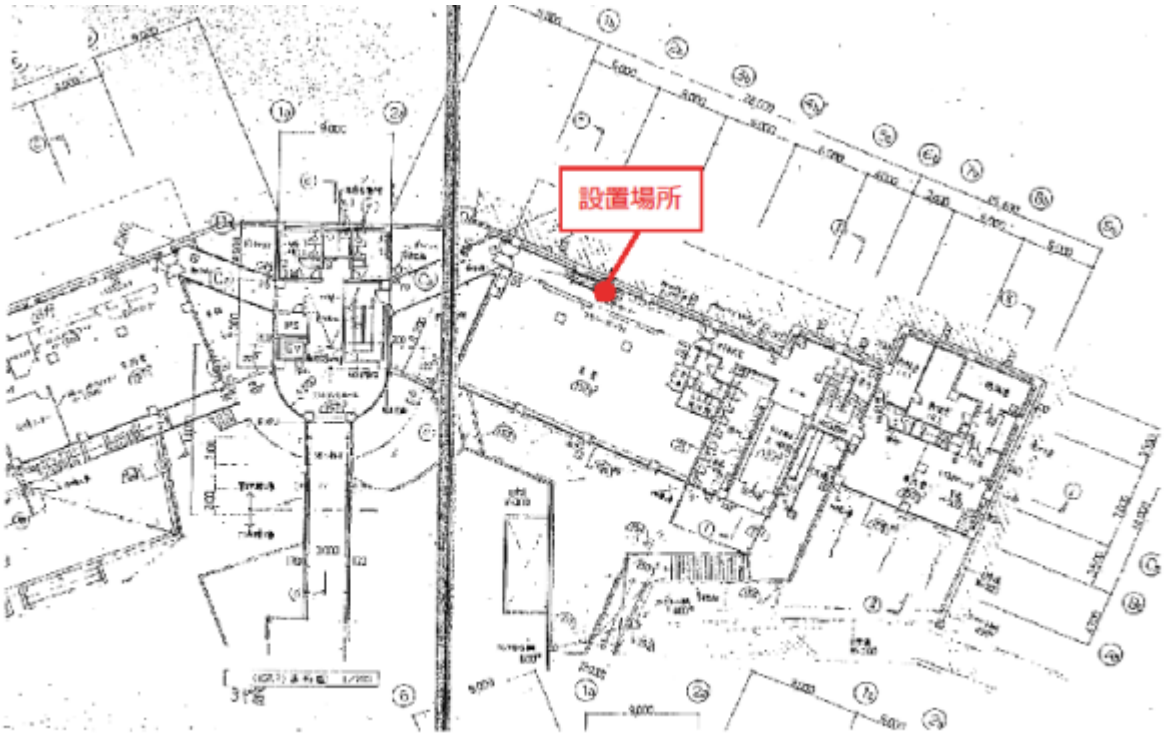

物件調書

物件番号	25

施設名：	廃棄物再生利用施設		
施設内設置場所：	リサイクルプラザ棟玄関前		
所在地：	高隆寺町字阿世保５番地		
所管課・連絡先：	清掃施設課　27-7153　(担当：宇佐美)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,186	2,072	1,139

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

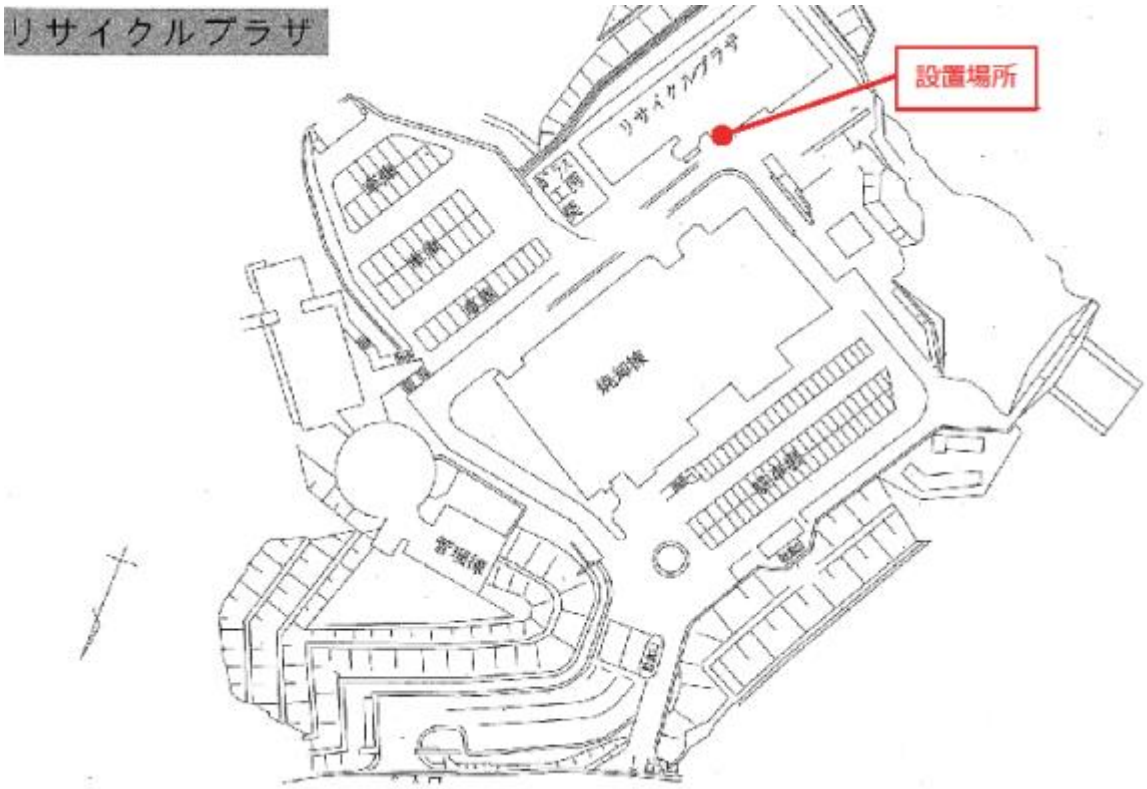

物件調書

物件番号	26

施設名：	八帖クリーンセンター		
施設内設置場所：	１号炉工場棟１階通路		
所在地：	八帖南町字立島2番地１		
所管課･連絡先：	清掃施設課　27-7153（担当：宇佐美）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶･PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額･税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	4,316	3,627	1,814

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
･実績は現在の施設全体（１号炉工場棟３階食堂及び本設置場所）を合計したデータを示しています。

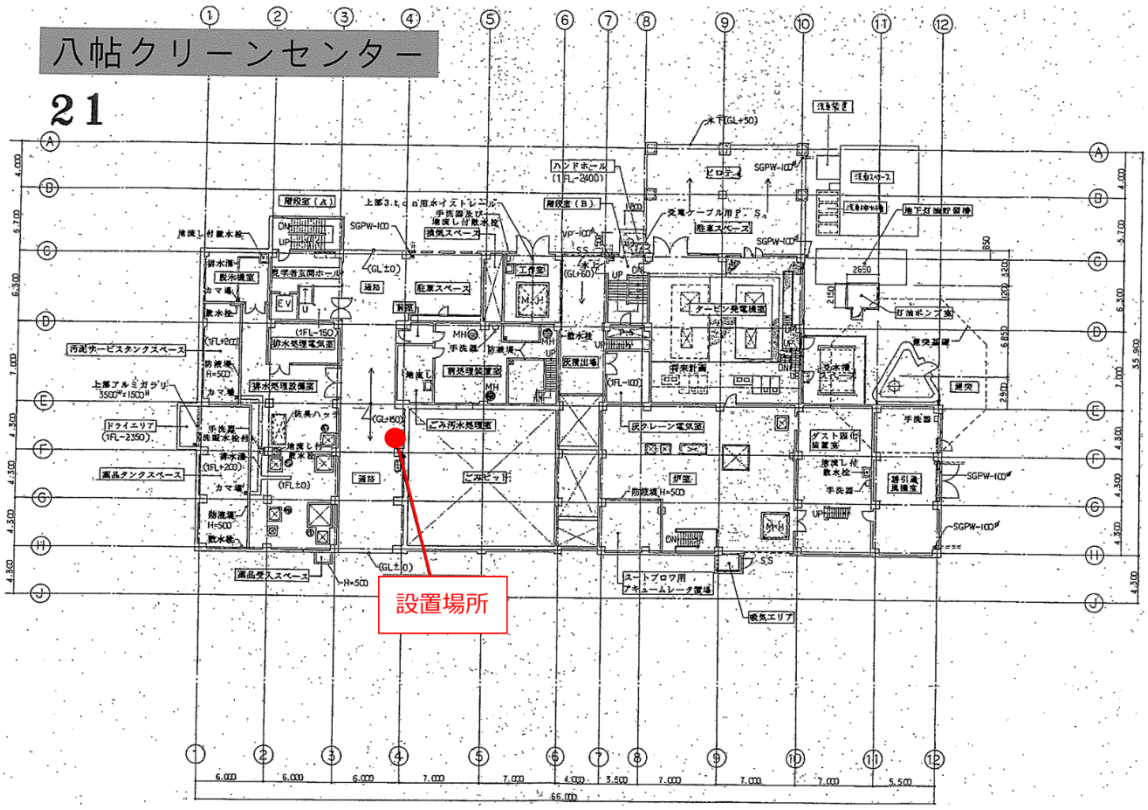

物件調書

物件番号	27

施設名：	中央クリーンセンター		
施設内設置場所：	スラグストックヤード棟西		
所在地：	板田町字西流石２番地１		
所管課・連絡先：	清掃施設課　27-7153　(担当：宇佐美)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	6,231	5,796	3,803

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

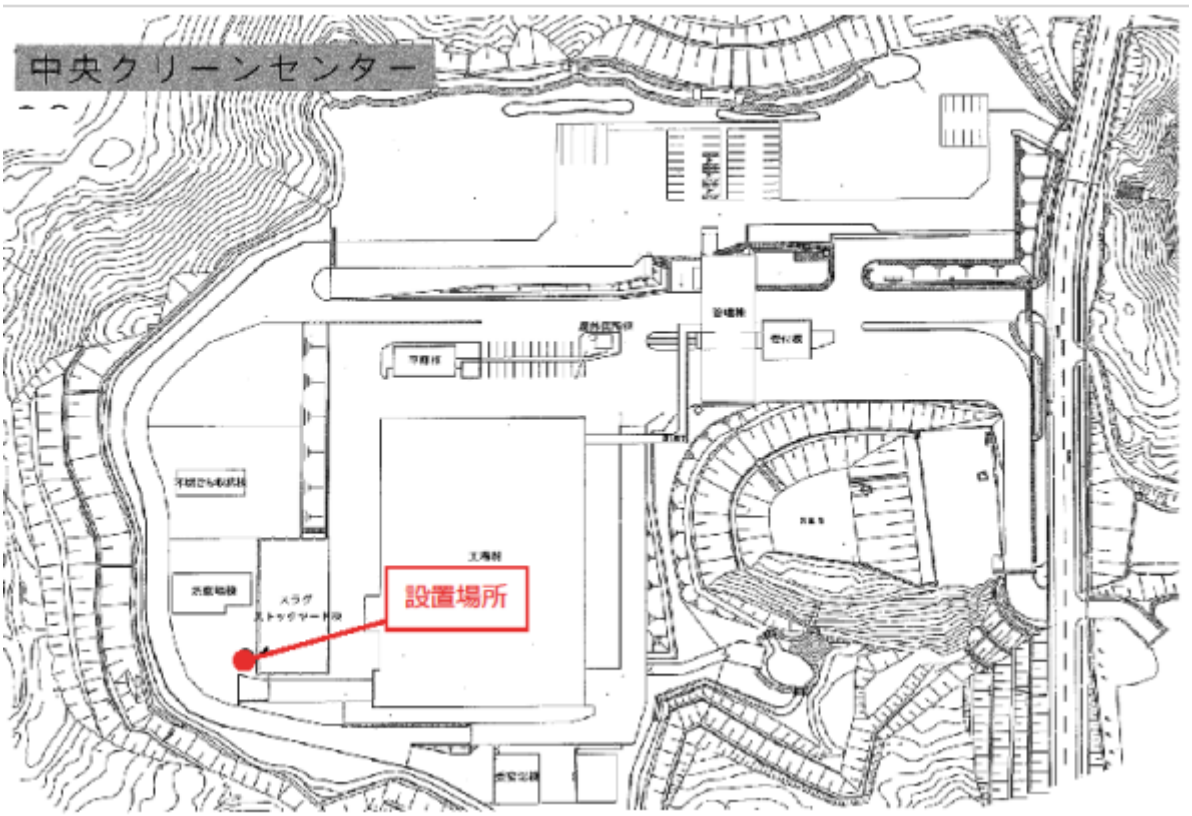

物件調書

物件番号	28

施設名：	中央クリーンセンター		
施設内設置場所：	管理棟西		
所在地：	板田町字西流石２番地１		
所管課・連絡先：	清掃施設課　27-7153　(担当：宇佐美)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	6,085	7,053	4,064

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

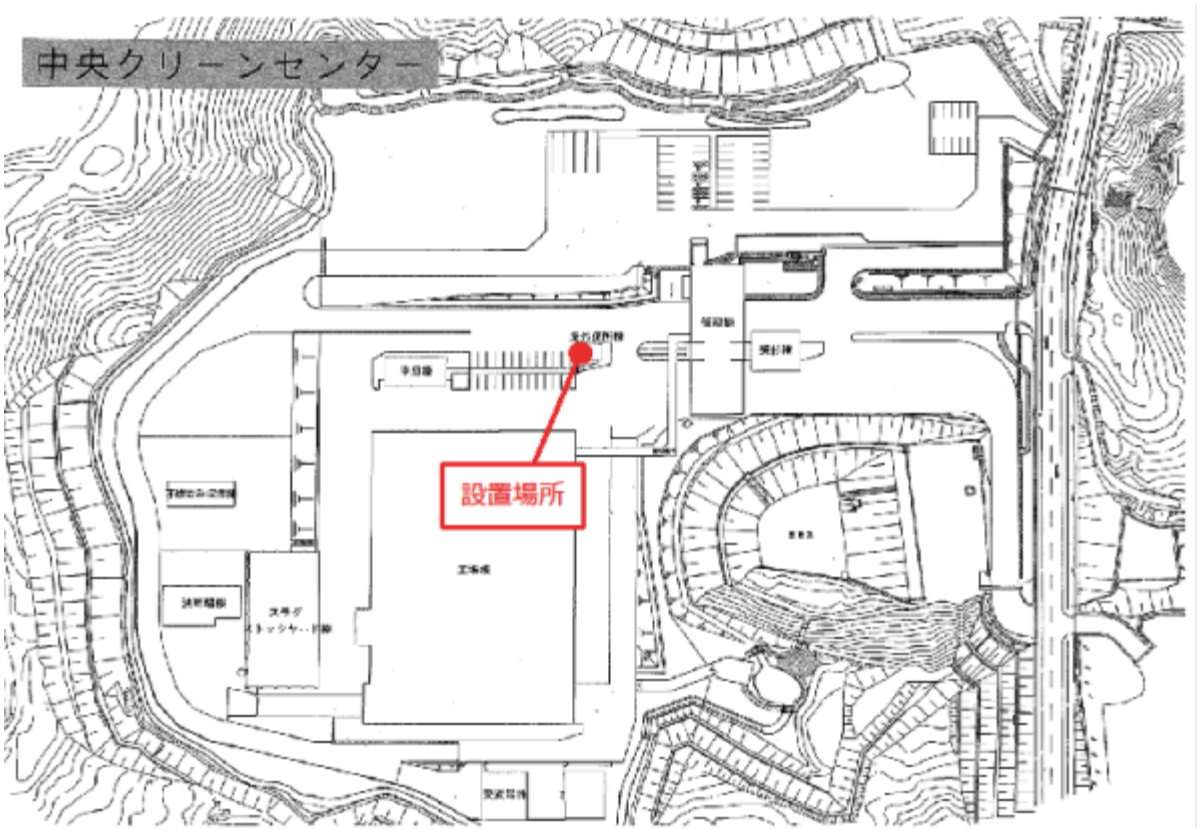

物件調書

物件番号	29

施設名：	資源化施設		
施設内設置場所：	管理事務所横		
所在地：	才栗町字霧ヶ洞３１番地１		
所管課・連絡先：	清掃施設課　27-7153　(担当：宇佐美)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	4,169	2,489	1,845

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

物件調書

物件番号	30

施設名：	岡崎市総合現業事務所		
施設内設置場所：	１階ロビー(A)		
所在地：	箱柳町字川南西19番地２		
所管課・連絡先：	道路維持課　23-6224　(担当：柴田)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	5,844	5,978	3,859

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

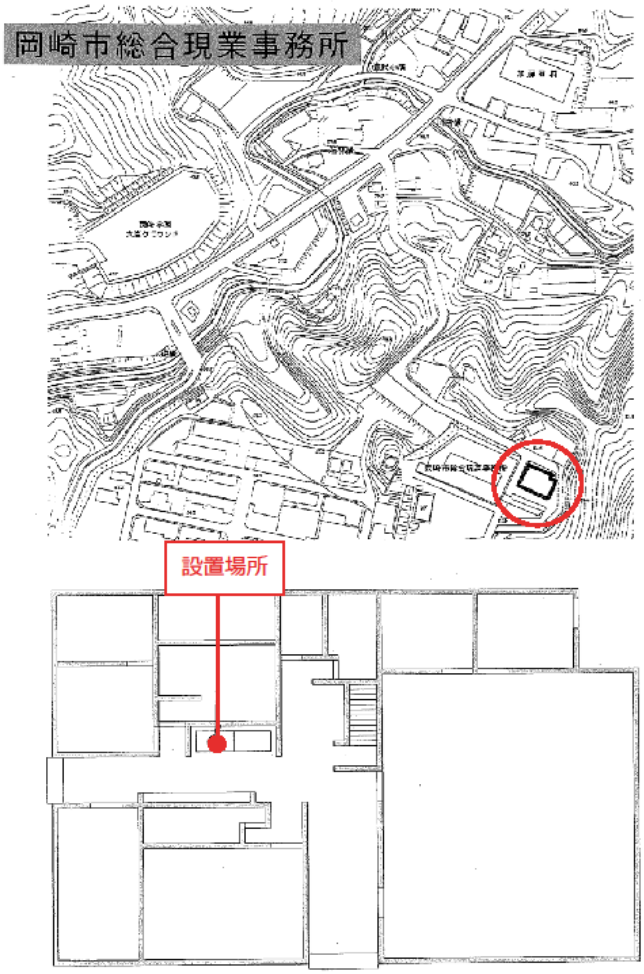

物件調書

物件番号	31

施設名：	岡崎市総合現業事務所		
施設内設置場所：	１階ロビー(B)		
所在地：	箱柳町字川南西19番地２		
所管課・連絡先：	道路維持課　23-6224　(担当：柴田)		
自動販売機のタイプ：	飲料（カップ）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	1,851	1,022	612

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

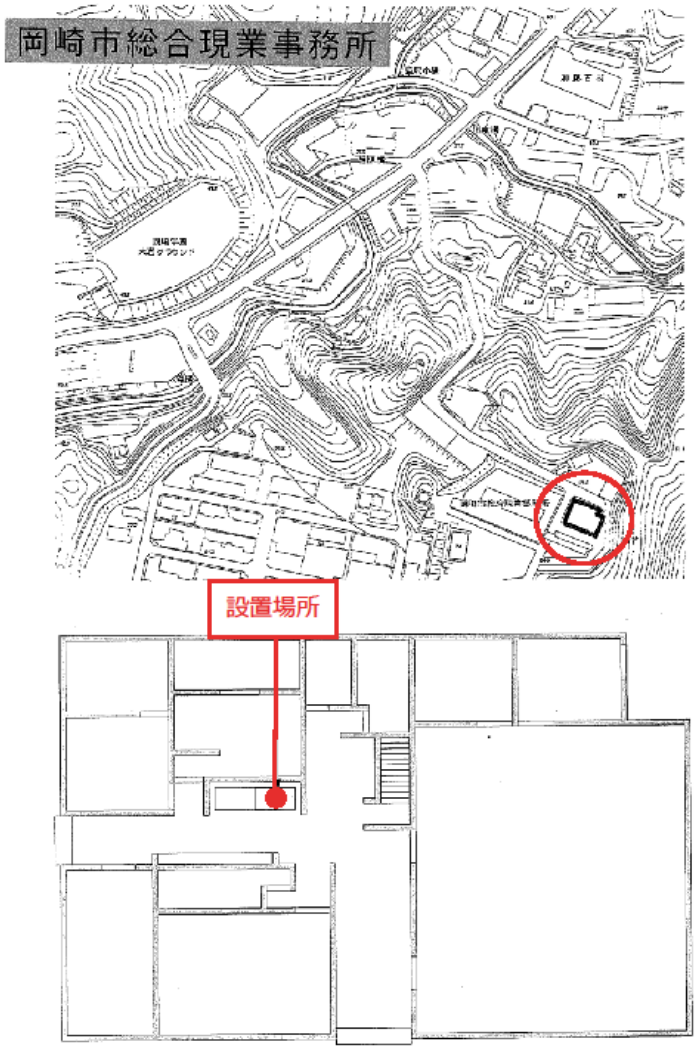

物件調書

物件番号	32

施設名：	JR岡崎駅　自由通路		
施設内設置場所：	観光協会横		
所在地：	羽根町字東荒子地内		
所管課・連絡先：	まちづくり推進課　23-7240　(担当：谷川)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	17,251	24,160	17,618

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・市の指定するラッピングを行ってください。
・電子マネー対応型の機種を設置してください。
・容器回収については利用者が多いため、頻度を現状と同様もしくはそれ以上で行ってください。※現状のごみ回収頻度(月、水、金、日の訪問で１回につき90Ｌのごみ袋２個を回収)
・自動販売機で購入したもの以外のごみを捨てられない様に対策を講じてください。

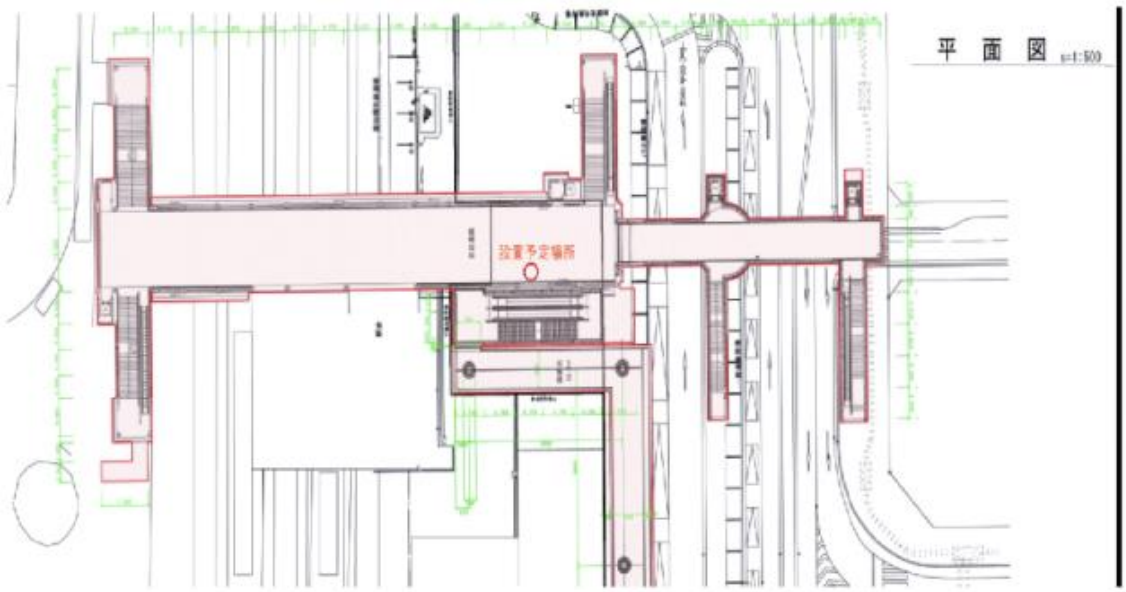

物件調書

物件番号	33

施設名：	境公園		
施設内設置場所：	便所前		
所在地：	大門１丁目１		
所管課・連絡先：	公園緑地課　23-7406　(担当：石川)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	－	－	－

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・当物件は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可となり、都市公園法、岡崎市都市公園条例及び岡崎市都市公園管理規則が適用されます。自動販売機設置が完了した時、撤去する時及び都市公園を原状に回復した時等、岡崎市都市公園条例第15条による届出を行うものとします。自動販売機を変更する時は、原則、変更しようとする日の前20日までに公園施設設置（管理）変更許可手続きを行ってください。
・令和４年度のスポーツ施設部分の利用者延人数は46,096人でした。

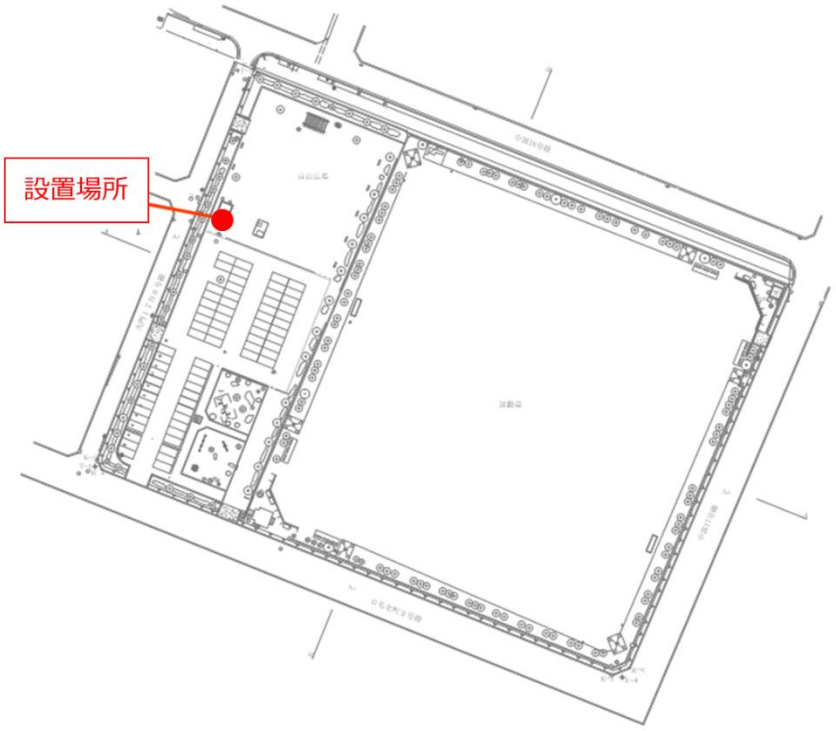

物件調書	物件番号	34

施設名：	堤下公園		
施設内設置場所：	便所前		
所在地：	上里１丁目24		
所管課･連絡先：	公園緑地課　23-7406　(担当：石川)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶･PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額･税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	－	－	－

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・当物件は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可となり、都市公園法、岡崎市都市公園条例及び岡崎市都市公園管理規則が適用されます。自動販売機設置が完了した時、撤去する時及び都市公園を原状に回復した時等、岡崎市都市公園条例第15条による届出を行うものとします。自動販売機を変更する時は、原則、変更しようとする日の前20日までに公園施設設置（管理）変更許可手続きを行ってください。
・令和４年度のスポーツ施設部分の利用者延人数は15,795人でした。

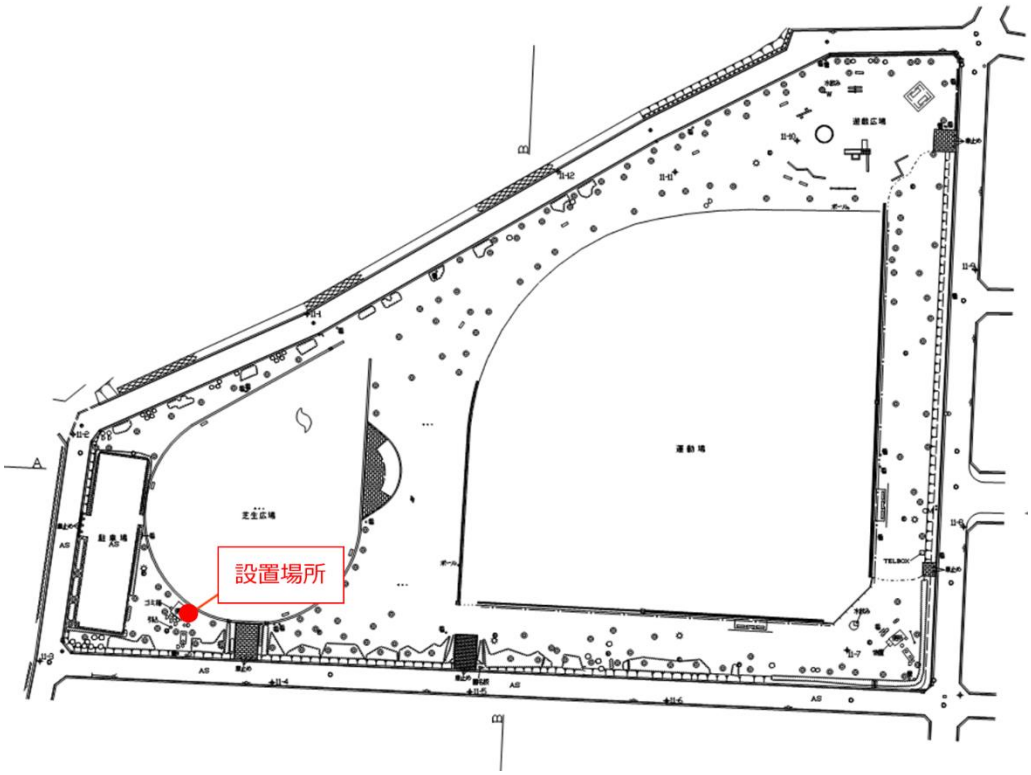

物件調書	物件番号	35

施設名：	中消防署本署		
施設内設置場所：	１階待合室兼食堂		
所在地：	朝日町３丁目４番地		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	下記参照	下記参照	下記参照

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・現在１階待合室兼食堂に合計３台の自販機が設置されており、実績は以下のとおりです。
　2021年度　(A)2,647本、(B)10,772本、(C)1,773本
　2022年度　(A)2,787本、(B)11,728本、(C)1,818本
　2023年度　(A)1,890本、(B)8,239本、(C)1,407本(※12月までのデータ)
　今回の公募では１台を１階待合室兼食堂に残し２台を１階玄関ホールに移設しますので積算の際はご注意ください。
　本物件は１階待合室兼食堂に係るものです。

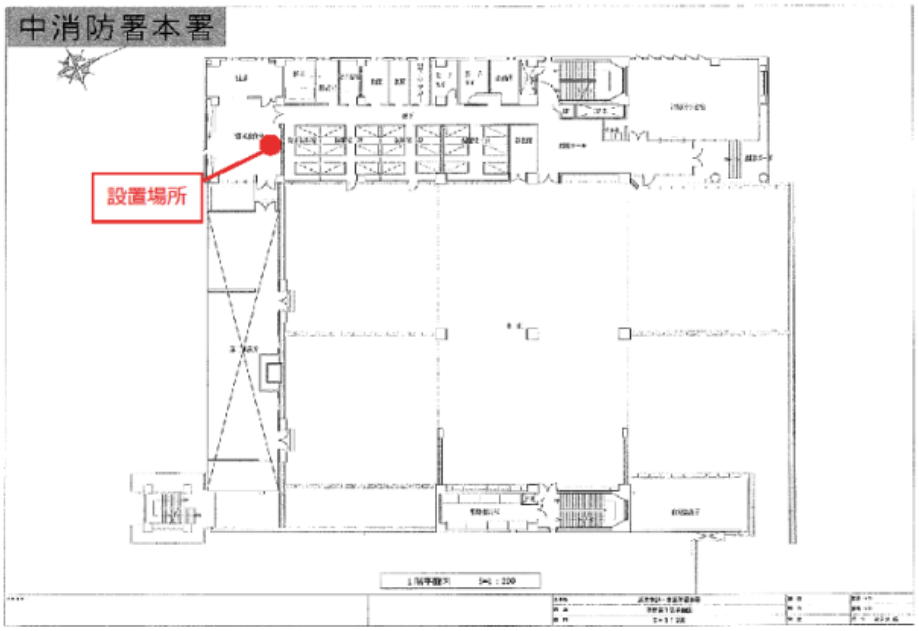

物件調書	物件番号	36

施設名：	中消防署本署		
施設内設置場所：	１階玄関ホール（A）		
所在地：	朝日町３丁目４番地		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	下記参照	下記参照	下記参照

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・現在１階待合室兼食堂に合計３台の自販機が設置されており、実績は以下のとおりです。
　2021年度　(A)2,647本、(B)10,772本、(C)1,773本
　2022年度　(A)2,787本、(B)11,728本、(C)1,818本
　2023年度　(A)1,890本、(B)8,239本、(C)1,407本(※12月までのデータ)
　今回の公募では１台を１階待合室兼食堂に残し２台を１階玄関ホールに移設しますので積算の際はご注意ください。
　本物件は１階玄関ホールに係るものです。

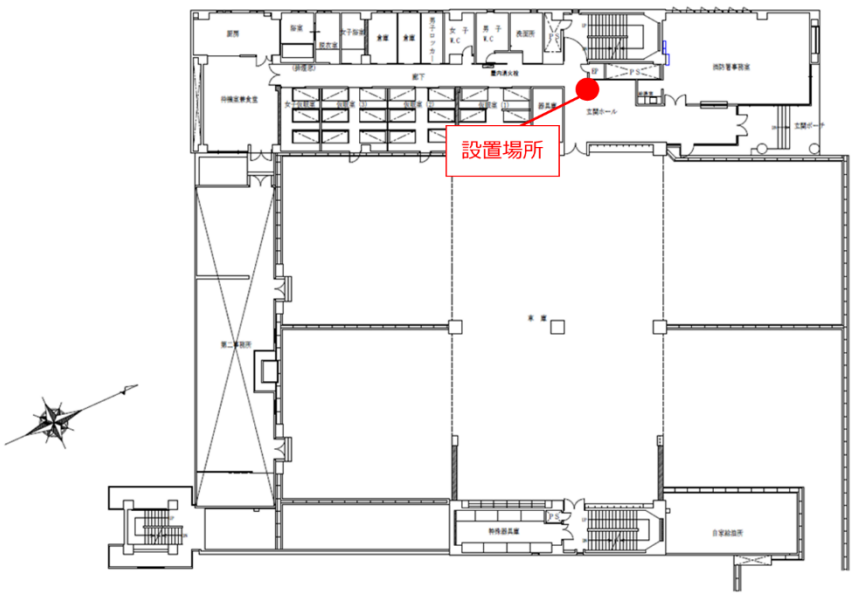

物件調書	物件番号	37

施設名：	中消防署本署		
施設内設置場所：	１階玄関ホール（B）		
所在地：	朝日町３丁目４番地		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	下記参照	下記参照	下記参照

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・現在１階待合室兼食堂に合計３台の自販機が設置されており、実績は以下のとおりです。
　2021年度　(A)2,647本、(B)10,772本、(C)1,773本
　2022年度　(A)2,787本、(B)11,728本、(C)1,818本
　2023年度　(A)1,890本、(B)8,239本、(C)1,407本(※12月までのデータ)
　今回の公募では１台を１階待合室兼食堂に残し２台を１階玄関ホールに移設しますので積算の際はご注意ください。
　本物件は１階玄関ホールに係るものです。

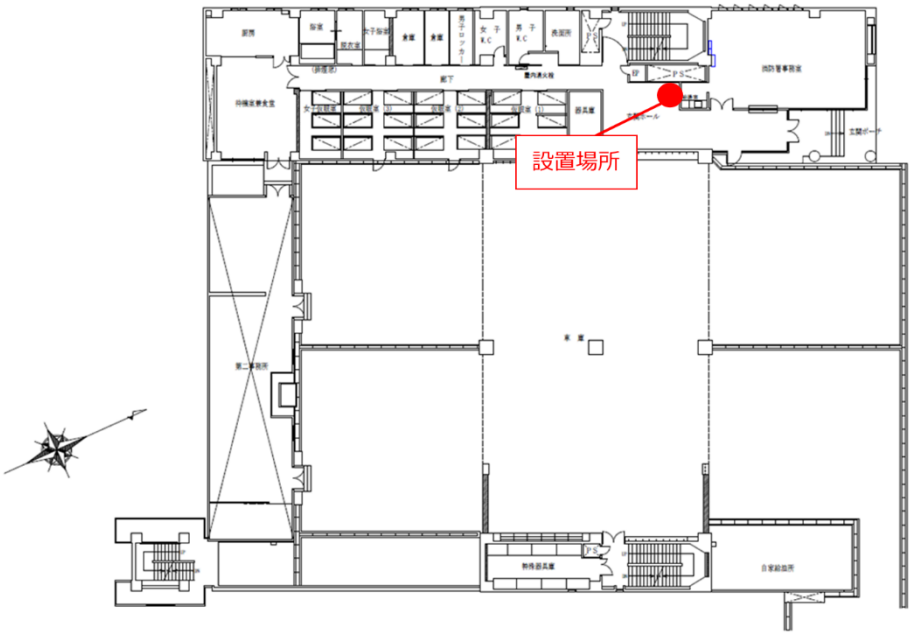

物件調書

物件番号	38

施設名：	東消防署本署		
施設内設置場所：	２階食堂（Ａ）		
所在地：	岡町字下河原２５番地４		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績（本or杯or個）	令和３年度（4月～3月）	令和４年度（4月～3月）	令和５年度（4月～12月）
	4,611	3,535	2,998

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

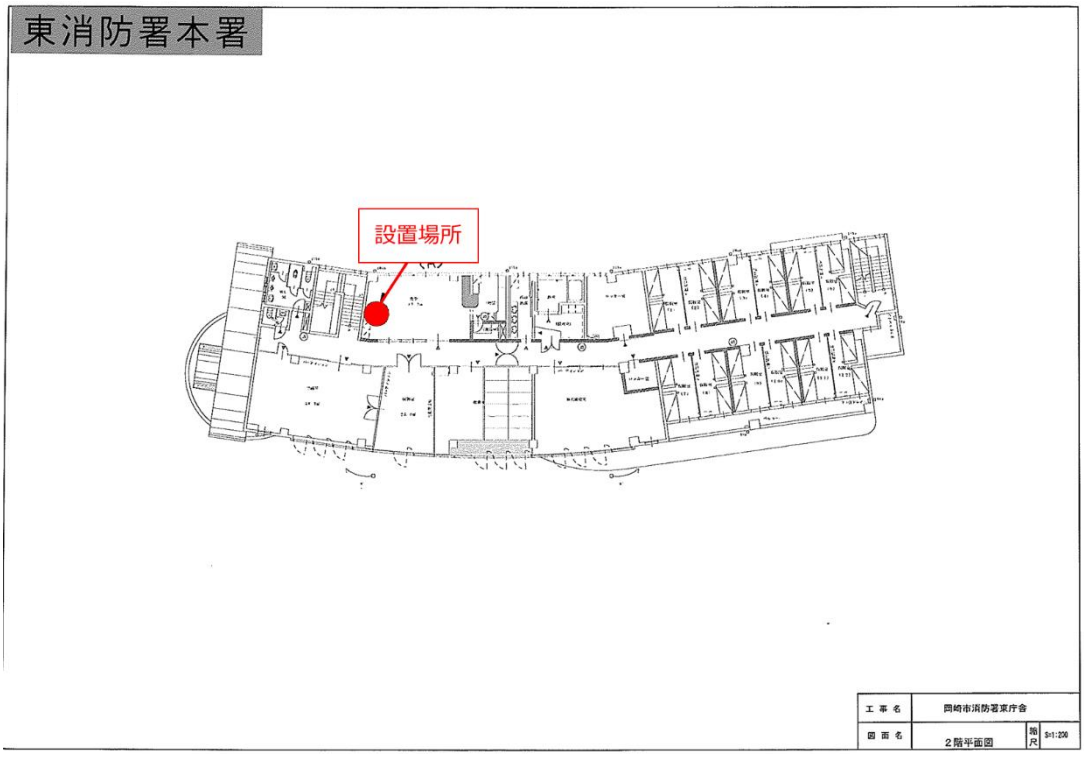

物件調書

物件番号	39

施設名：	東消防署本署		
施設内設置場所：	２階食堂（Ｂ）		
所在地：	岡町字下河原２５番地４		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績（本or杯or個）	令和３年度（4月～3月）	令和４年度（4月～3月）	令和５年度（4月～12月）
	3,438	3,195	2,331

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

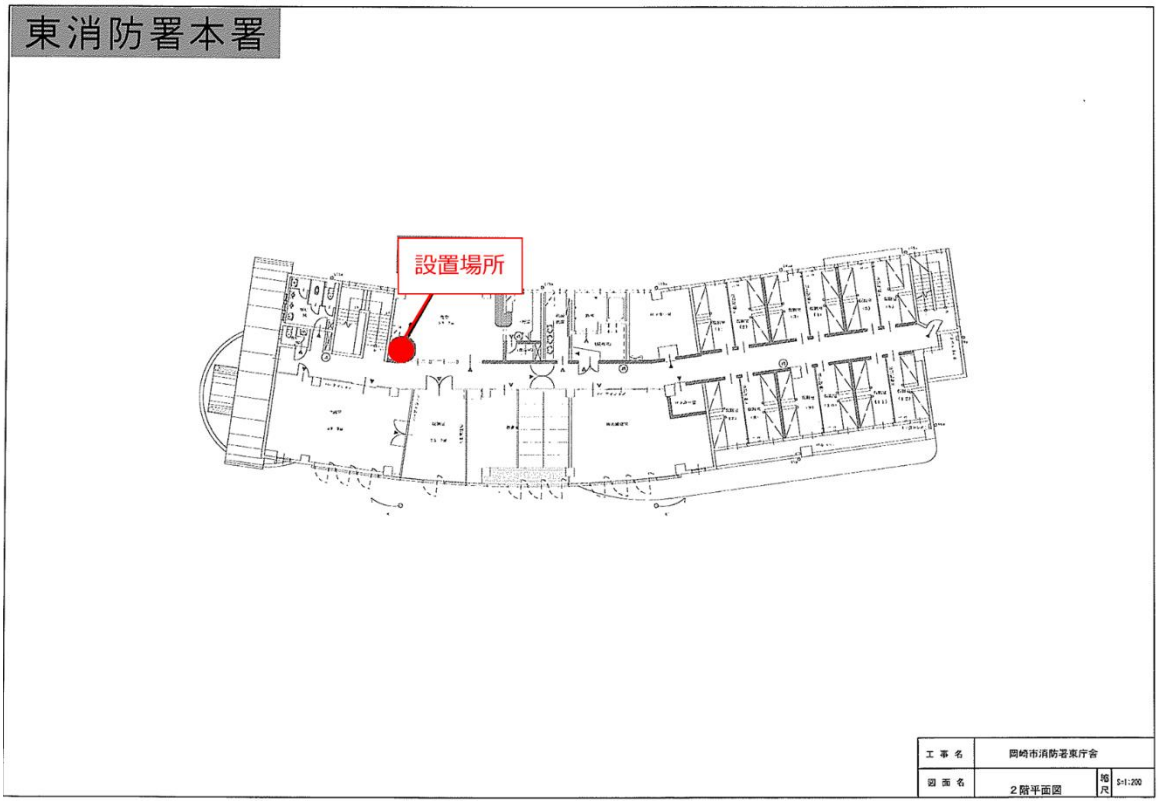

物件調書	物件番号	40

施設名：	西消防署本署		
施設内設置場所：	１階廊下（Ａ）		
所在地：	暮戸町字元社口４２番地		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	3,122	4,741	2,961

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

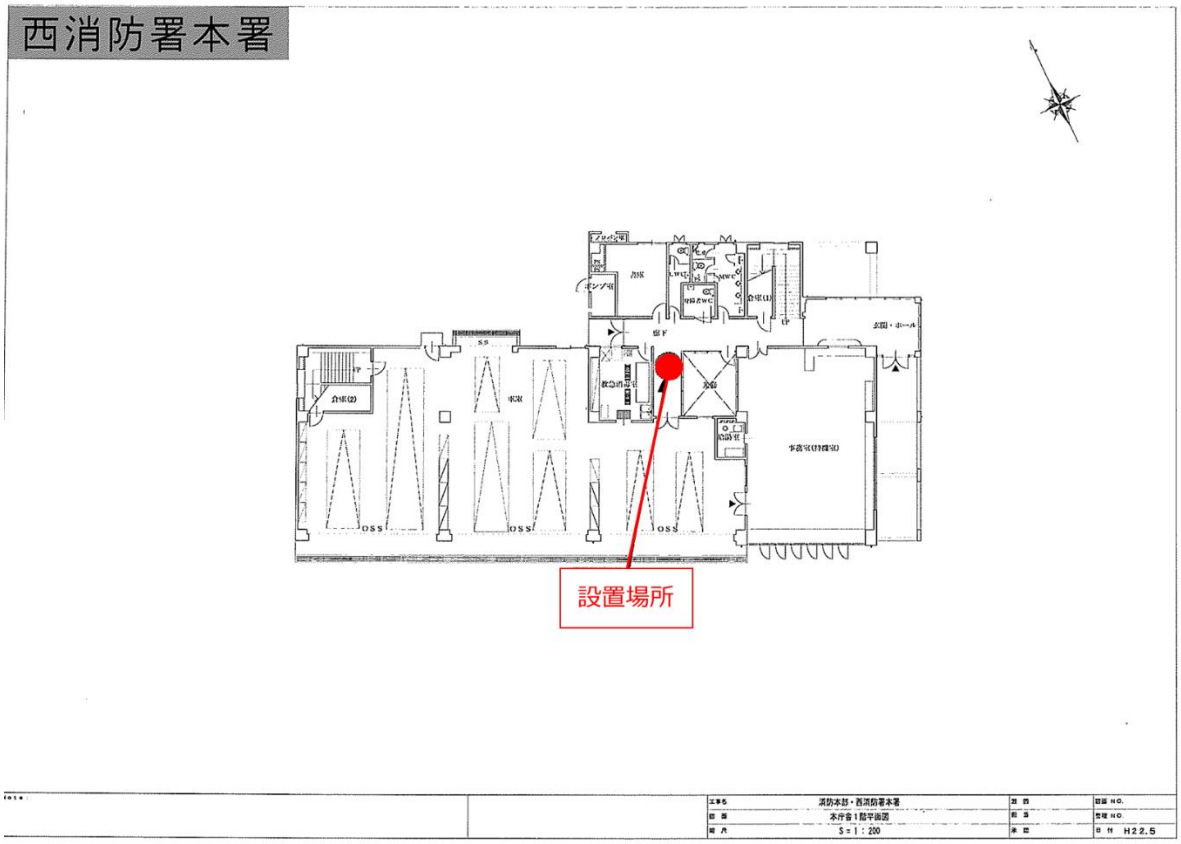

物件調書

物件番号	41

施設名：	西消防署本署		
施設内設置場所：	１階廊下（Ｂ）		
所在地：	暮戸町字元社口４２番地		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,817	2,224	2,277

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

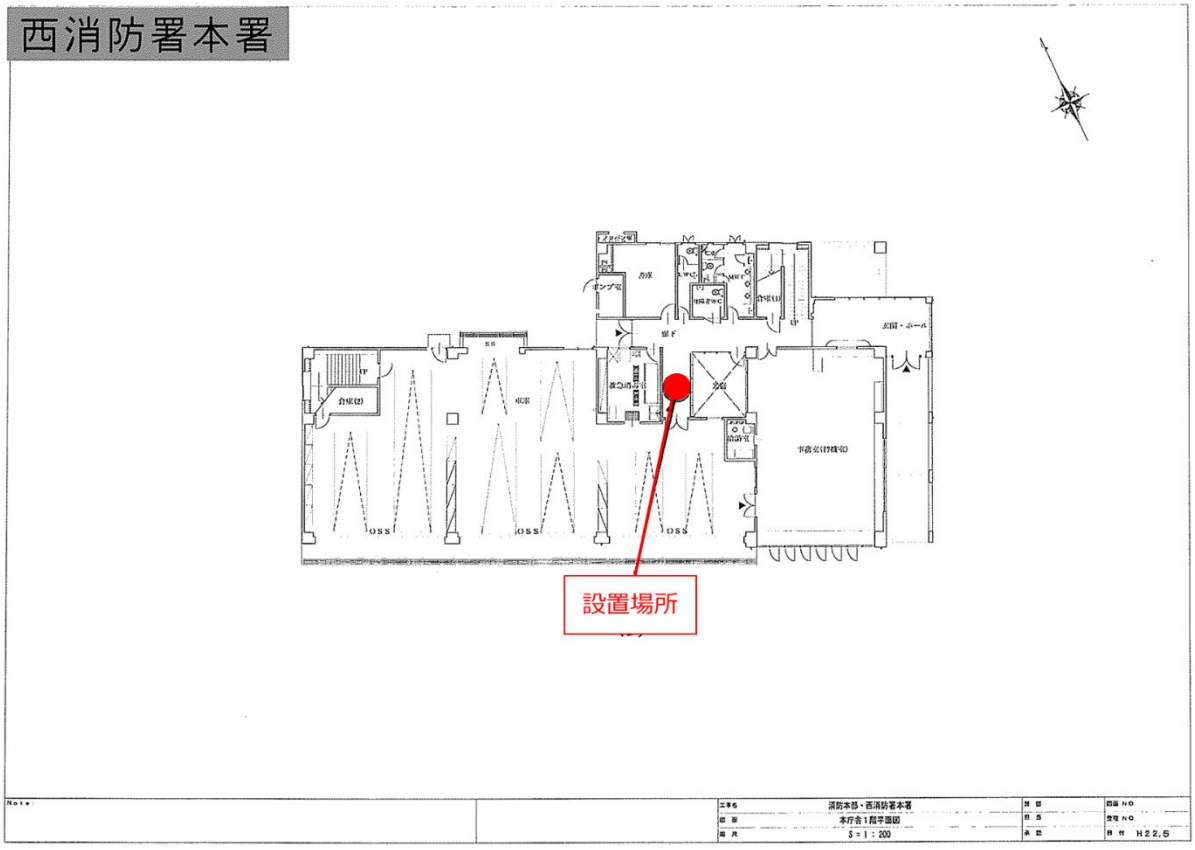

物件調書

物件番号	42

施設名：	東消防署南分署		
施設内設置場所：	１階食堂		
所在地：	中田町２番地２		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	5,661	4,165	3,075

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

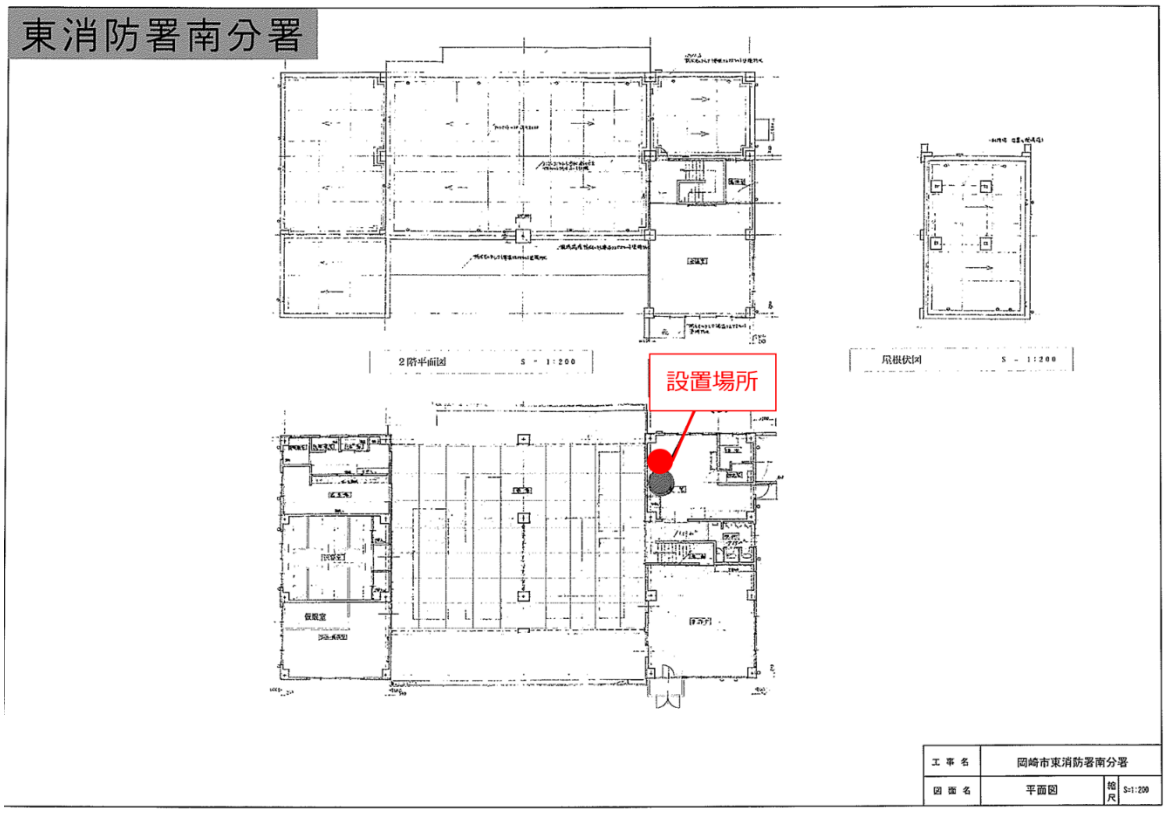

物件調書

物件番号	43

施設名：	中消防署北分署		
施設内設置場所：	１階食堂		
所在地：	井ノ口町字楼６５番地		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	3,378	2,569	1,287

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

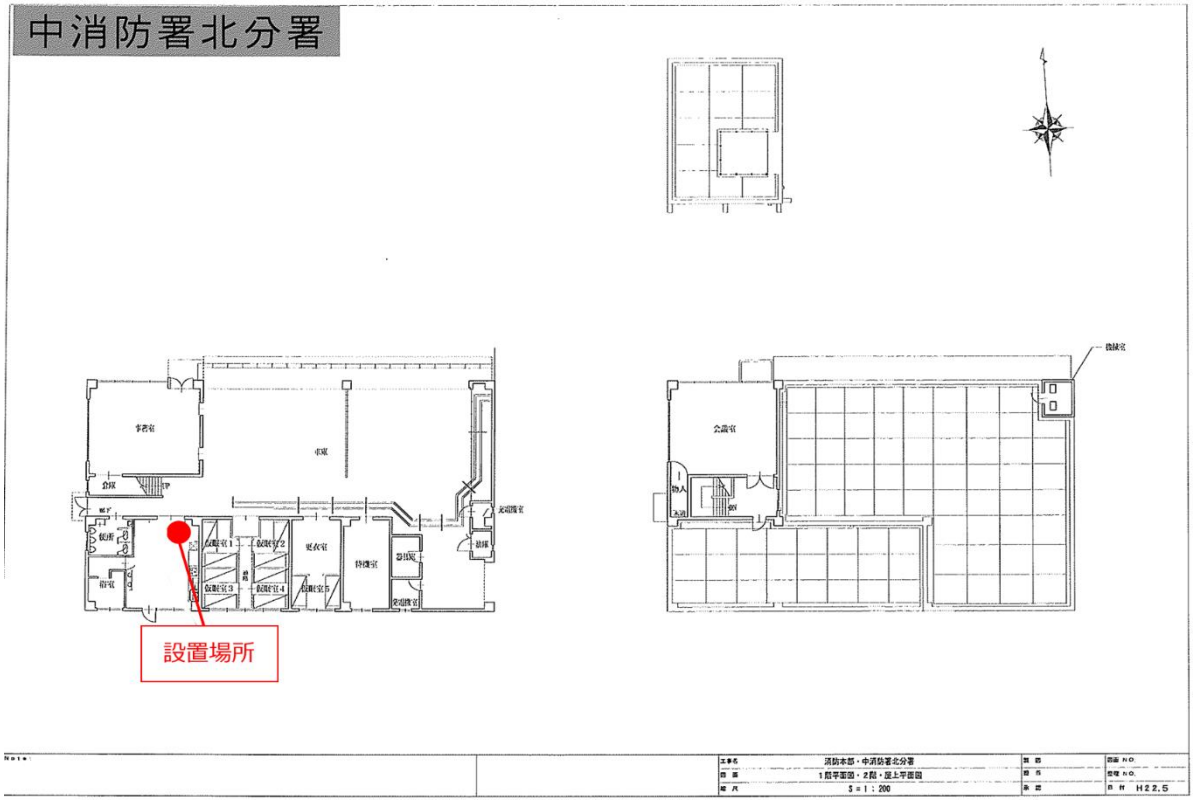

物件調書

物件番号	44

施設名：	東消防署青野出張所		
施設内設置場所：	１階食堂		
所在地：	下青野町字宮東４９番地		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	2,809	2,473	2,209

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

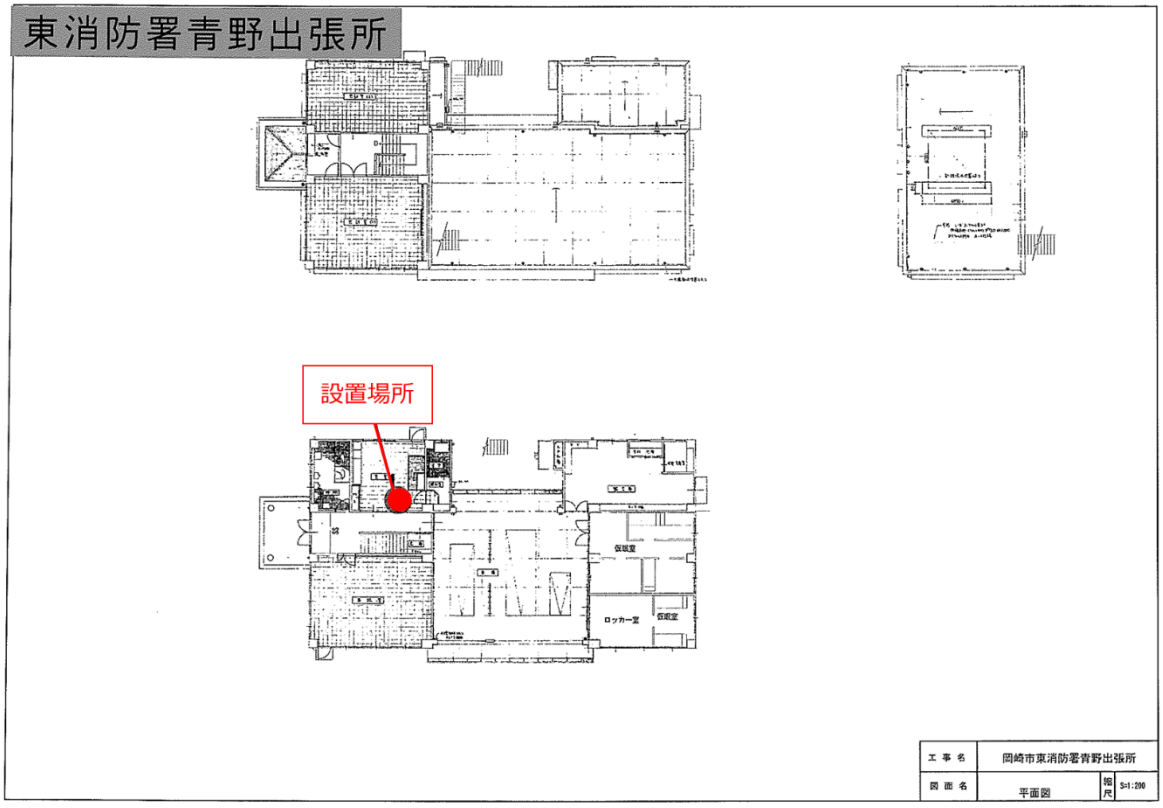

物件調書

物件番号	45

施設名：	東消防署額田出張所		
施設内設置場所：	２階食堂		
所在地：	樫山町字山ノ神２１番地１２		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836　(担当：今村)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 (本or杯or個)	令和３年度 (4月～3月)	令和４年度 (4月～3月)	令和５年度 (4月～12月)
	2,190	1,880	1,534

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

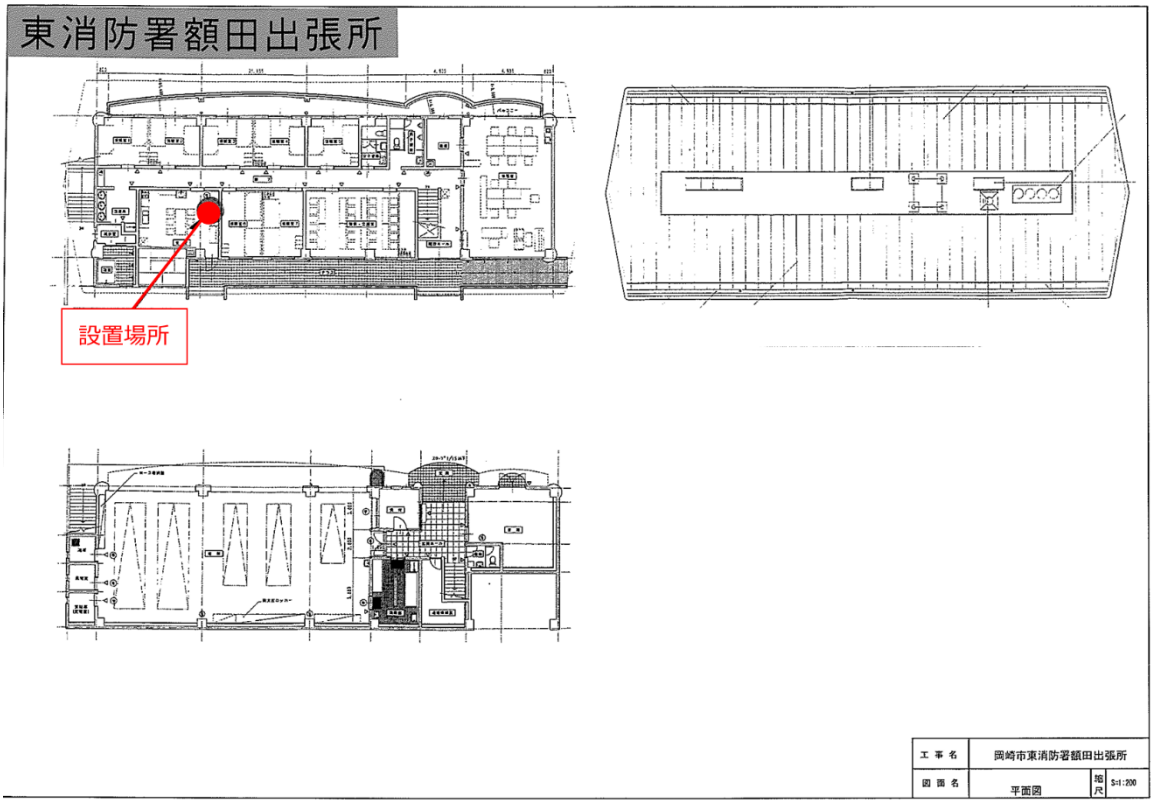

物件調書

物件番号	46

施設名：	東消防署本宿出張所		
施設内設置場所：	１階食堂		
所在地：	本宿町字西片山３０番地１		
所管課・連絡先：	消防本部総務課　21-9836（担当：今村）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績（本or杯or個）	令和３年度（4月～3月）	令和４年度（4月～3月）	令和５年度（4月～12月）
	2,289	1,729	1,305

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

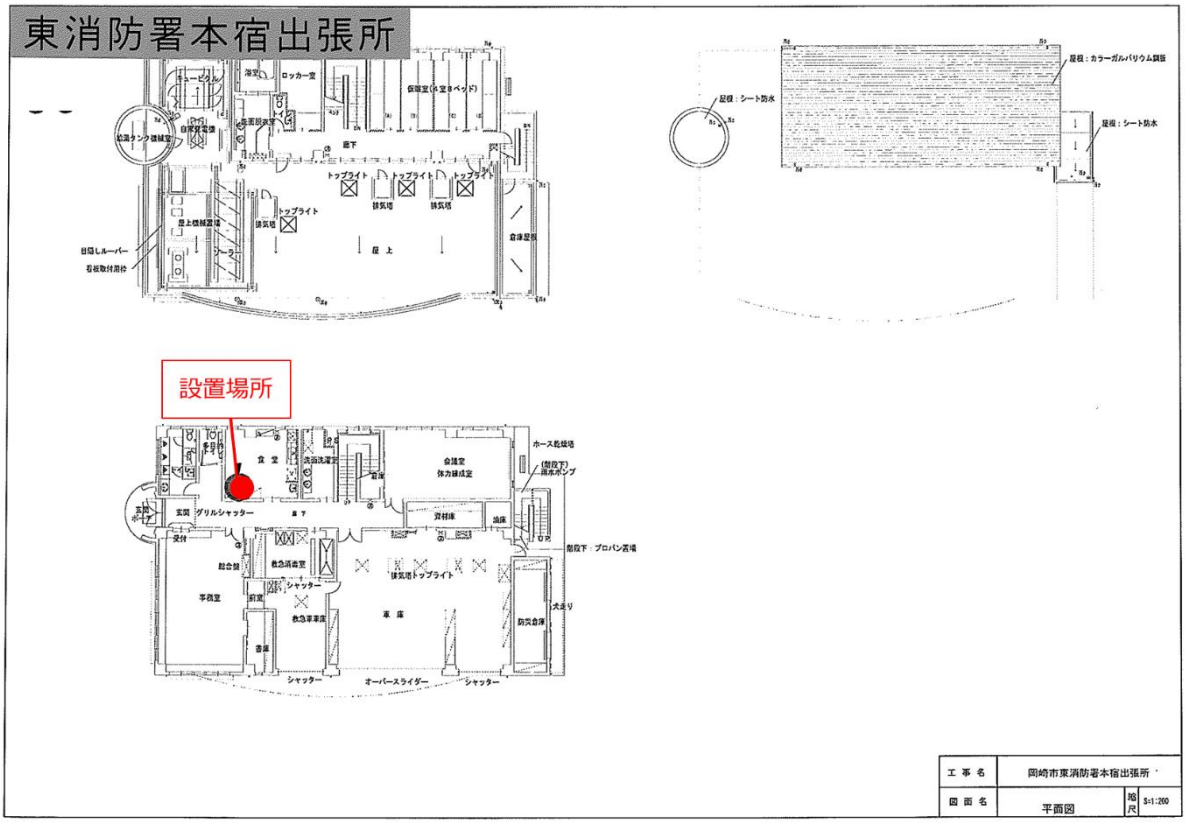

物件調書	物件番号	47

施設名：	岡崎市体育館		
施設内設置場所：	体育館棟２Fエントランス（A）		
所在地：	岡崎市六名本町7番地		
所管課・連絡先：	体育館　53-1811　(担当：小川)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：2台
最低使用料（年額・税込円）	135,360		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	下記参照	下記参照	下記参照

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・R7(2025)年7月からR8(2026)年8月まで体育館棟競技場、トレーニング室は工事のため休館予定です。その間、例年比需要が減少する可能性があります。（受付、武道場、会議室は通常通り営業します。）
・現在同場所に缶・ペットが６台、カップが２台の自販機が設置されており、実績の合計は以下のとおりです。
　2021年度　缶・ペット　20,591本、カップ　3,660個
　2022年度　缶・ペット　25,659本、カップ　3,939個
　2023年度　缶・ペット　22,378本、カップ　3,609個(※12月までのデータ)
　今回の公募から缶・ペットのみとし、合計４台に削減し、２台ごとに公募枠を分割しておりますので積算の際はご注意ください。

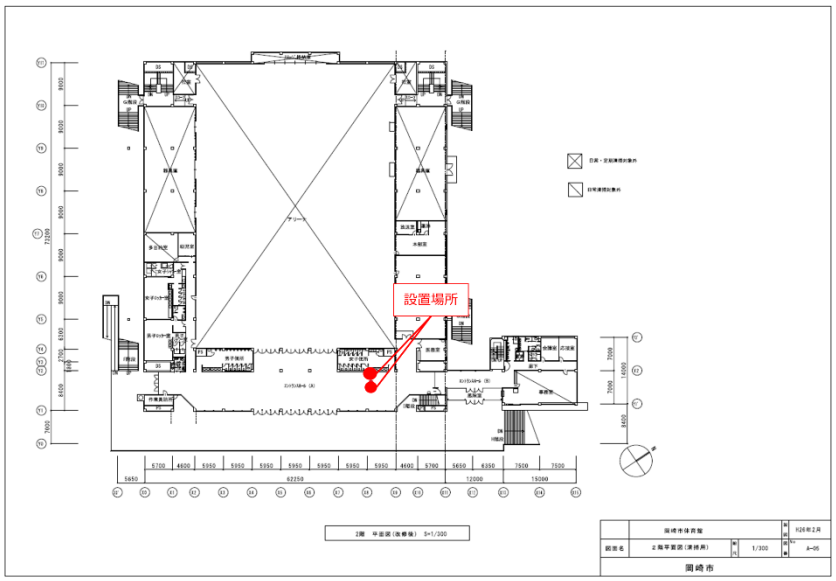

物件調書	物件番号	48

施設名：	岡崎市体育館		
施設内設置場所：	体育館棟２Fエントランス（B）		
所在地：	岡崎市六名本町7番地		
所管課・連絡先：	体育館　53-1811　(担当：小川)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：2台
最低使用料（年額・税込円）	135,360		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日
売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	下記参照	下記参照	下記参照

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
・R7(2025)年7月からR8(2026)年8月まで体育館棟競技場、トレーニング室は工事のため休館予定です。その間、例年比需要が減少する可能性があります。（受付、武道場、会議室は通常通り営業します。）
・現在同場所に缶・ペットが６台、カップが２台の自販機が設置されており、実績の合計は以下のとおりです。
　2021年度　缶・ペット　20,591本、カップ　3,660個
　2022年度　缶・ペット　25,659本、カップ　3,939個
　2023年度　缶・ペット　22,378本、カップ　3,609個(※12月までのデータ)
　今回の公募から缶・ペットのみとし、合計４台に削減し、２台ごとに公募枠を分割しておりますので積算の際はご注意ください。

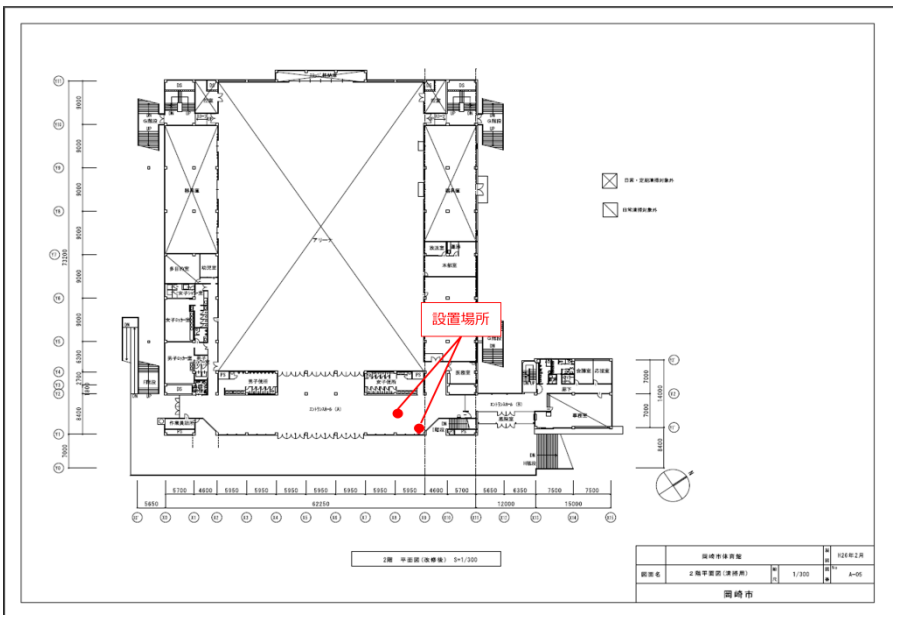

物件調書

物件番号	49

施設名：	岡崎市体育館		
施設内設置場所：	体育館棟1F武道場通路		
所在地：	岡崎市六名本町7番地		
所管課･連絡先：	体育館　53-1811　(担当：小川)		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶･PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額･税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	659	791	761

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。
･R7(2025)年7月からR8(2026)年8月まで体育館棟競技場、トレーニング室は工事のため休館予定です。その間、例年比需要が減少する可能性があります。（受付、武道場、会議室は通常通り営業します。）

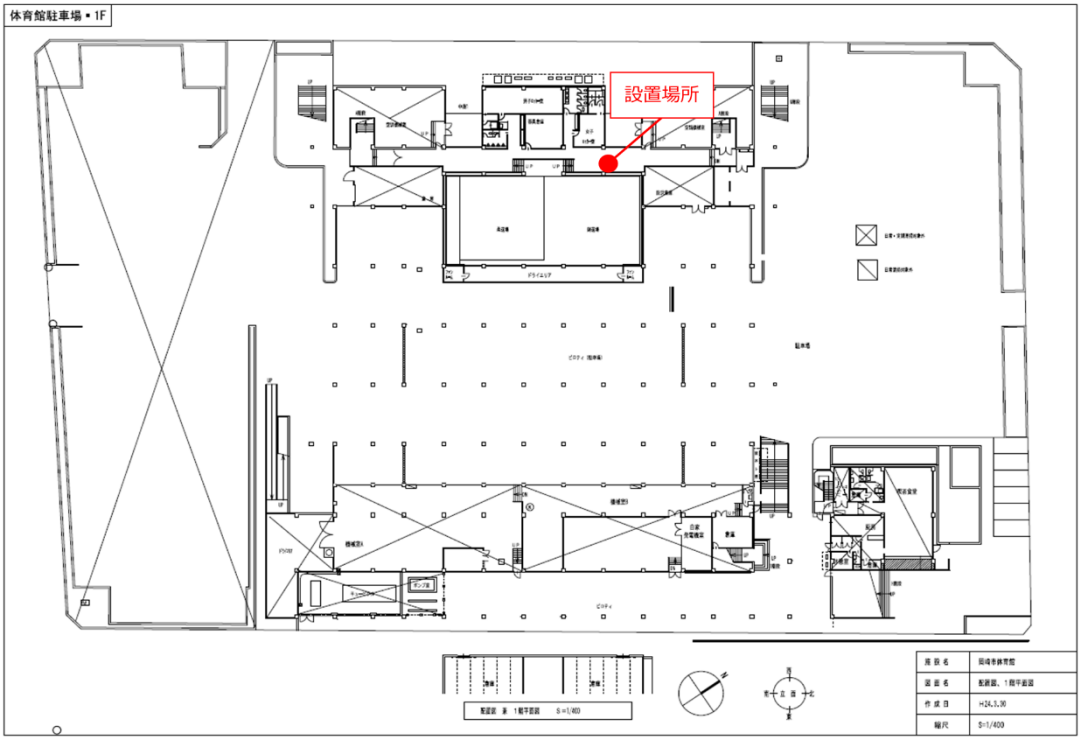

物件調書

物件番号	50

施設名：	水道資材事務所		
施設内設置場所：	玄関内		
所在地：	岡崎市竜美台一丁目４番地１		
所管課・連絡先：	上下水道部総務課　23-6335（担当：佐々木）		
自動販売機のタイプ：	飲料（缶・PETボトル）		台数：1台
最低使用料（年額・税込円）	67,680		
使用期間：	2024年4月1日	～	2027年3月31日

売上実績 （本or杯or個）	令和３年度 （4月～3月）	令和４年度 （4月～3月）	令和５年度 （4月～12月）
	6,944	4,708	2,448

●設置場所図面　及び　その他条件、特記事項等

・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。

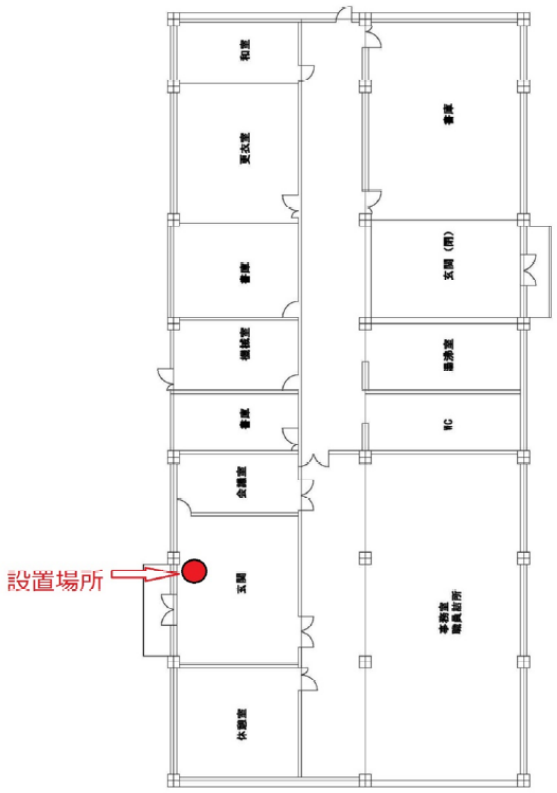

【参考】関係法令等抜粋

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日　法律第 67 号)

(行政財産の管理及び処分)
第二百三十八条の四
7　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

岡崎市税外収入の延滞金に関する条例(昭和 45 年 3 月 30 日　条例第 10 号)

(延滞金の徴収)
第 3 条　市長又は水道事業及び下水道事業管理者は、税外収入について、法第 231 条の 3 第 1 項の規定により督促状を発した場合においては、延滞金を徴収するものとする。

(延滞金の額)
第 4 条　税外収入に係る延滞金の額は、当該税外収入の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
2　前項の規定により計算した延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

都市公園法(昭和 31 年 4 月 20 日　法律第 79 号)

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)
第五条　第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(都市公園の占用の許可)
第六条　都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
2　前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

岡崎市都市公園条例(昭和 32 年 4 月 1 日 条例第 7 号)

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第 8 条 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設を設けようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 設置の目的

(2) 設置の期間

(3) 設置の場所

(4) 公園施設の構造

(5) 公園施設の外観

(6) 公園施設の管理の方法

(7) 工事の実施方法

(8) 工事の着手及び完了の時期

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 法第 5 条第 1 項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 変更する事項

(2) 変更する理由

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(使用料の納付)

第 10 条 法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者(以下「使用者」という。)は、都市公園使用料(以下「使用料」という。)を納めなければならない。

3 公園施設を設ける場合及び都市公園を占用する場合で、その許可を受けた期間が 1 月に満たないとき、又は駐車場その他の施設を占用するときの基本使用料の額は、前項の規定により計算した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(使用料の徴収方法)

第 11 条 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

(使用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が自己の責めに帰することができない理由によつて都市公園における第 3 条第 1 項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は有料公園施設の利用ができなくなつた場合その他正当の理由があると市長が認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（届出）

第 15 条　次の各号のいずれかに該当する場合において、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（1）　法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

（2）　前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

（3）　第 1 号に掲げる者が、法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

（4）　法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（5）　都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

岡崎市都市公園管理規則(昭和 37 年 4 月 1 日　規則第 11 号)

（公園施設の設置又は管理の許可申請）

第 9 条　条例第 8 条第 1 項の申請書は、公園施設を設け、若しくは管理し、又は許可を受けた事項を変更しようとする日の前 20 日までに市長に提出しなければならない。ただし、都市公園の管理上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

2　前項の申請書は、正副 2 通を提出しなければならない。

（都市公園の占用の許可申請）

第 10 条　前条の規定は、都市公園法第 6 条第 2 項の申請書の提出について準用する。

（使用料の徴収）

第 13 条　使用料は、次に掲げる場合を除き、前納しなければならない。

（1）　条例別表第 2 の岡崎公園駐車場の普通利用の規定の適用を受ける場合(第 7 条の 2 第 1 項本文に規定する場合を除く。)

（2）　市長又は指定管理者が後納させることを適当と認めた場合

【問合せ･郵送先】
〒444－8601　岡崎市十王町二丁目9番地
財務部行政経営課行政改革係
TEL(0564)23－6502　FAX(0564)23－6548
岡崎市ホームページ　http://www.city.okazaki.lg.jp/
Eメール　gyosei@city.okazaki.lg.jp